建力武策宣言联5



財団法人建材試験センター

巻頭言

建築基準法の改正について/石川哲久

特別寄稿

エコ・マテリアル/川崎泰之

技術レポート

コンクリート中の鉄筋・鉄骨の位置等把握技術に関する研究

ISO9000シリーズ登録企業のお知らせ

すべての防水材料が そろっています

アスファルト防水

シート防水

塗膜防水

不燃シングル ベストロン

新発売

メカトップ

セピロン0

スーパーカラー

他

メルタン21

改質アスファルト防水・ トーチ工法





総合防水メーカー

日新工業株式会社

営業本部 〒103-0005/東京都中央区日本橋久松町9-2 ☎03(5644)7211(代表)東京·千葉·横浜·大宮·大阪·名古屋·福岡·札幌·仙台·広島·高松·金沢



建築材料の研究と品質保証に 活躍する新しい試験機





対話パネルでラクラク操作

自動圧縮試験機

HI-ACTIS-2000

ハイアクティス- 2000

MIE-732-1-02型





高剛性フレームを採用



試験結果が一目でわかる

- 高剛性枠 4000 kN設計高強度 コンクリート最適品
- JIS B77331 級仕様適合
- タッチパネ操作、自動載荷制御 試験
- バルブもネジ柱もないコンパクト化
- 爆裂防止機能

建築用外壁材料用

多目的凍結融解試験装置

MIT-685-0-04型





異常と対処法を瞬時にお知らせ

- タッチパネルで簡単操作
- 低騒音設計
- 自己診断機能付
- JIS A-1435 · JIS A-5209 (JIS A-6204)
- 水中・水中、気中・気中(シャワー)、 気中·水中、片面吸水·壁面試験



環境状況に合わせ試験ができる)



作業音が非常に静か



株式会社

■東京営業所 〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目9-12 ☎(03)3434-4717代 FAX(03)3437-2727

■大阪営業所 〒536-0005 大阪市省東区中央1丁目11-1 ☎(06) 934-1021元 FAX(06) 934-1027
■名古屋営業所 〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目14-26 ☎(052)242-2995元 FAX(062)242-2995
■九州営業所 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目3-8 ☎(092)411-0950元 FAX(092)472-2266 ■貿 易 部 〒536-0005 大阪市城東区中央1丁目11-1 ☎(06) 930-7801代 FAX(06) 930-7802



浸透性吸水防止剤

73-16



日本コンベンションセンター(幕張メッセ)・外壁アク

コンクリート保護材の新しい効多等です。

- ■吸水防止美観保持機能■耐候性機能
- ■遮塩性機能■耐塩・耐アルカリ性機能
- ■高浸透性機能■通気性保持機能
- ■エフロ防止機能■カビ防止機能
- ■下地保護防水プライマー機能

◆ 住友精化株式会社 大阪本社 大阪市中央区北浜4丁目7番28号(住友ビル第2号館) ☎(06)220-8539(ダイヤルイン) 機能品事業部

アクアシール会

東京本社東京都千代田区九段北1丁目13番5号(日本地所第一ビル) ☎(03)3230-8534(ダイヤルイン)

建材試験情報

1998年 5 月号 VOL.34 表紙イラスト: 今年 1 月に竣工した中央試験所事務管理棟のイメージイラスト

目 次

参頭言
建築基準法の改正について/石川哲久
特別寄稿
エコ・マテリアル/川崎泰之
技術レポート
コンクリートの中の鉄筋・鉄骨の位置等把握技術に関する研究/志村明春1
試験報告
せっこうプラスター塗せっこうボードの建設大臣認定に係る定期検査2
規格基準紹介
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法/骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法20
試験のみどころ・おさえどころ
界壁の遮音性能試験/片寄 昇 ···································
平成10年度事業計画
連載 研究所めぐり⑤3
新日軽株式会社 研究開発部 試作・試験センター4
試験設備紹介
JIS A 5758 (建築用シーリング材) 改正に伴う試験装置4:
平成10年度公示検査開始のお知らせ4
建材試験センターニュース4
ISO9000シリーズ登録企業のお知らせ4
建築鉄骨技術者制度の発足について/(社) 日本鋼構造協会4
情報ファイル ····································
編集後記



昭石化工株式会社

改質アスファルトのパイオニア

わたしたちは、 高い信頼性・経済性・施工性と 多くの実績で 期待に応え続けています。

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-11-2 TEL (03) 3320-2005

厳しい条件、なんのその。

耐久性

微細な気泡は耐凍害性を 向上させ、アルカリ骨材反応による 膨張性を抑制します

無塩化物

有害な塩化物を 含んでいないため、 鉄筋の錆の心配が ありません

ポンプ圧送性

スランプや空気量の 経時変化が少ないので ポンプ圧送性を改善します

ワーカビリチー

同じスランプのほかの コンクリートに比較して 最高の作業性を発揮します

経験と技術が生きる山宗化学のコンクリート混和剤。

AE減水剤 ヴィンソル80 硬練・ポンプ用 ■



AE減水剤

山宗化学株式会社

東京営業所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-25-5 **☆**総務03(3552)1341 **☆**営業03(3552)1261 大阪支店 〒530-0041 大阪市北区天神橋3-3-3 ☎ 06(353)6051

福岡支店 〒810-0012 福岡市中央区白金2-13-2 2092(521)0931 札 幌 支 店 〒060-0809 札幌市北区北九条西4-7-4 ☎011(728)3331 広島営業所 〒730-0051 広島市中区大手町4-1-3 ☎082(242)0740

仙台営業所

東 I

第2営業所 場 平塚・佐賀・札幌・大阪

高松営業所 〒761-8064 高 松 市 上 之 町2-9-30 ☎087(869)2217 富山営業所 〒930-0009 富山市神通町1-5-30 ☎0764(31)2511 〒980-0004 仙台市青葉区宮町3-9-27 ☎022(224)0321

〒254-0016 平塚市東八幡3-6-22 20463(23)5535



建築基準法の改正について



建設省住宅局建築指導課長 石川 哲久

建築基準法の改正法案が、3月17日に閣議決定され、今国会に上程された。この機関紙の発行時期には、まだ審議は済んでいないと思われるが、改正作業に携わっている一員として、改正案のポイントについて述べてみたい。

今までも、建築基準法は制定以来何回も改正を 重ねてきたところであるが、まず、今回の改正に ついては、昭和25年に法が制定されて以来の大改 正になると考えていることである。

改正案のポイントは2つある。

第一は、執行システムとしての総則の改正であ る。建築基準法制定以来、建築確認・検査の充実 については、行政への要請として、特定行政庁と 建築主事の増加として対応してきたことを, がら りと発想を転換して、建築確認・検査の性格を踏 まえて、その業務を適性な能力と公正な立場を持 てる条件で民間機関にも開放しようとするもので ある。行政と民間との役割を再編しようとするも ので、既にイギリス・オーストラリア等で実施さ れているが、日本では他の行政に先駆けたシステ ムとなる。従来は行政だけの業務であったものを 民間機関にも委ねることで,一部からは民間機関 が適正に業務を遂行しうるのかとの声も聞こえて くるが、総じては高く評価されていると考えてい る。指定・運用の基準の具体化と、その成立の条 件・環境の整備を図っていくことが今後のテーマ である。建築主の信頼と社会的な評価を一歩一歩 得て、順次システムを定着させて行きたいと考えている。行政としては、本来、期待されている全体としての建築規制システムの実効性を高める業務へ力を集中させて行くべきと考えている。

第二は、建築基準の単体規定の性能規定化であ る。従来の単体規定については、多くの火災や地 震の経験を踏まえて、防火性や耐震性の向上に向 け,数度の改正を重ねてきたところである。その 規準としての仕様規定は具体的で分かり易いとい う長所を有しているが、最近の建築技術や建築材 料の多様な進展や国際化に対応するためには、仕 様規定を一項づつ改正し積み重ねる方法では迅速 さかつ適確さに欠ける。また, 今後の建築技術の 発展の目標を明らかにし、新しい建築産業分野が 発展する条件を整備するためにも, 求める性能を 満足すれば建築構法や建築材料の如何を問わない 規制のシステムーー性能規定ーーが望ましいとこ ろである。性能規定には、性能項目・性能水準・ 検証方法の体系が必要であり、今後、技術的な知 験を積み重ねて、順次内容を充実することとしな がらも, 今回はその性能規定のシステムを導入す るものである。合わせてその性能規定を円滑に運 用するため、性能評価機関・適合認定機関等のサ ブシステムも不可欠である。今後、法律に引き続 き, 政令・告示の整備を進め, さらに情報の提供 システムを誘導しつつ、早期の性能規定の定着に 努めていきたいと考えている。

エコ・マテリアル

大成建設 (株) 環境計画部

川崎泰之

「エコ・マテリアル」とは?

「エコ・マテリアル」とは、一言でいえば地球に優しい材料のことである。世界の人口増加と生活レベルの向上は、地球への大きな負担となりつつあり、このままでは、人間の生存も脅かす事態になってしまう。今や建材にも、人間の活動による地球環境への負担「環境負荷」が少ないものが求めらている。

どうすれば環境負荷を減らせるか?

建材による環境負荷低減の手法は、要求性能別と、建材のライフステージ別という2つの軸を視点としてチェックするとわかりやすい。

■要求性能別チェック

地球温暖化をはじめとする,地球環境問題として取り上げられている各項目から,エコ・マテリアルに必要な性能が導き出される(図1)。

1) 省資源・省エネルギー

原材料採取による資源枯渇を招かないものや, 製造や流通過程でのエネルギー消費が少ないもの かどうか。また,運用段階で太陽光,風力,地熱 などの自然エネルギーや余熱などの未利用エネル ギーの活用に寄与しているかどうか。高気密,高 断熱,蓄熱性能があるかどうか。

2) ライフサイクルCO₂ (LCCO₂) の削減

地球温暖化を防止するために、CO2などの温室

地球環境問題 エコマテリアルの要求性能 省エネルギー・省資源 資源の枯渇 LCCOの削減 地球温暖化 フロン等の未使用 オゾン層の破壊 生態系への配慮 生物多様性の減少 大気汚染の防止 酸性雨 水質汚濁の防止 海洋汚染 廃棄物の削減 廃棄物問題 長寿命化・リサイクル 有害物質の未使用 有害物質 木材の計画的利用 森林減少

図1 エコ・マテリアルに要求される性能

効果ガス排出量の削減に貢献すること。

3) フロン等の未使用

オゾン層を破壊する特定フロン等を含まない。

4) 生態系への配慮

原材料採取時に環境破壊を招かないこと。緑化, ビオトープなど生態系を保全するデザインに使用 される材料。透水性舗装材,浸透枡,浸透トレン チなど水循環の保全に寄与するもの。

5) 大気汚染の防止

製造段階での大気汚染物質の排出や、流通段階での車の排気ガス、廃棄段階での焼却によるダイオキシンの発生等を防ぐもの。

6) 水質汚濁の防止

製造段階で水質汚染物質の排出を防ぐもの。炭 やポラコンなど水質浄化に寄与する材料。

7) 廃棄物の削減

リサイクルが容易にできるように分解可能になっているかどうか。リサイクルによる再生材料を使用しているかどうか。耐久性に優れているかどうか。間伐材や他の材料の生産により発生する未利用材を活用しているか。

8) 有害物質の未使用

人間や他の生物の健全な生存を脅かす有害物質 を含まないこと。

9) 木材の計画的利用

木材の産地はどこか。それは計画的に植林されているものか。森林破壊につながっていないか。

■ライフステージ別チェック

以上のように環境負荷が減らせるかどうかを、 資源採取から廃棄、またはリサイクルに至るまで のライフステージ毎にチェックする必要がある。 ある一面だけでの評価では片手落ちになってしま うので、材料の一生(前世、来世との関係も含む) に渡り環境負荷をチェックし、バランスよく環境 負荷削減への配慮がなされているかどうか確認す ることが大切である。

ライフサイクルアセスメント (LCA)

ライフステージ毎に材料や建物の環境負荷を評価できる手法として注目されているのが、LCAである。LCAが普及するには、評価手法等のルールづくりが必要であり、現在、ISOでもLCAの規格標準化の検討が進められている。また、建物のLCAを行うには、その構成要素の一つである建材もLCAを設定しなければいけない。

■LCCO₂評価

1997年12月に行なわれた京都会議で,地球温暖 化防止のために,日本における温室効果ガスを 1990年と比較して6%削減することが決定した。これを受けて、建設産業においてもCO.などの温室効果ガスを削減しなければならない。日本のCO.排出量は、炭素換算で年間3億トンであり、そのうち34%を住宅関連を含めた建設分野が占める。

LCAの中で、環境負荷項目の一つであるCO₂を取り上げた評価がLCCO₂である。建物の場合のLCCO₂とは、建物の計画にあたり、建設・運用・解体処分の各段階で、環境負荷削減の要素技術を盛り込み、排出する炭素量を建物の一生のサイクルで算定し、評価する手法である。

一般的な事務所ビルでは、建設時に28%、運用時に69%そして解体処分時に3%のCO₂が排出される。つまり運用時の省エネルギーが環境負荷削減に最も貢献するのである。建築的なパッシブ手法をメインとし、機械空調等をサブとする手法が運用時のエネルギー削減に効果がある。

大成建設の九州支店ビルでは、各種省エネルギー手法や工業化手法を採用することにより、実績値で17%の削減を達成した。さらに長寿命化やエコマテリアルの採用により40%の削減も可能である(図2)。

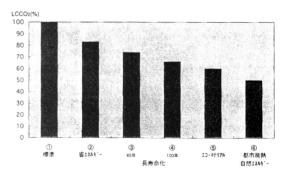


図2 LCCO2・低減の効果試算結果

- ①標準の建物(省エネ,長寿命化の対応をしていない場合)
- ②省エネにより17%削減
 - ·空調(蓄熱, VAV, 全熱交換機, 床吹きだし, 外気冷房)
 - ·電気 (窓際照明制御)
- ③将来を考えた可変性のある設計となっていて、長寿命化(35年~65年)により26%低減
 - · FM計画手法
 - メンテナンスや取替が容易な設計
- ④さらに長寿命化し100年耐久とすると34%低減
- ⑤新築時にエコマテリアルを採用して40%低減
- ⑥都市排熱、太陽光発電など自然エネルギー利用で50%以上低減可能

めざせ!ゼロ・エミッション

ゼロ・エミッションとは,人為的活動から発生するゴミなどの排出物を他の活動の資源として活用することである。廃棄物の最終処理が困難な今,資源循環型社会を構築し,ゼロ・エミッションをめざす必要がある。

■「ゼロ・エミッション」産業システムの中核と しての建設産業

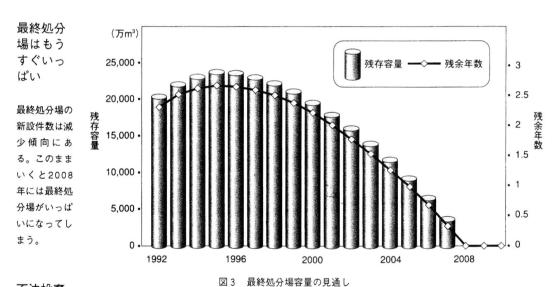
建設相と建設業界が共同で設立した「建設リサイクル推進懇談会」は、建設リサイクルの今後の取組みのあり方について検討し、1996年11月20日に提言が報告された。

その中の理念として,建設産業は「ゼロ・エミッション」産業システムの中核として環境創造産業に転換するとうたっている。建設資源のリサイクルの徹底を図り,最終的には,建設行為により発生する廃棄物はすべて再生利用可能な建設副産物として再生し,最終処分量ゼロを目指すとしている。

また、基本施策として、次の3つを上げている。

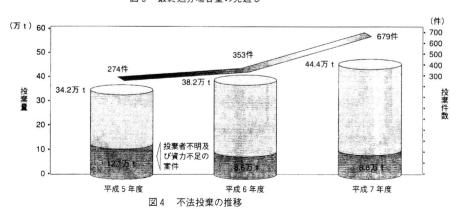
- 1) 発生の抑制
- 2) 再利用の促進
- 3) 適正処理の推進

提言では1) > 2) > 3) の順に優先的に取り組むべきとしている。



不法投棄 の8割は 建設系

不解ダより、大きなのになり、大きなのになり、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないでは、大きないとなった。



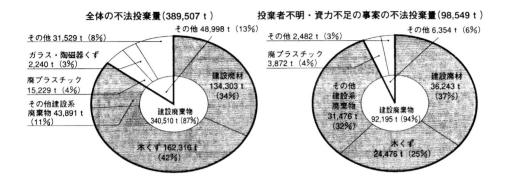


図5 廃棄物の種類別の状況(平成5年~7年度の平均)

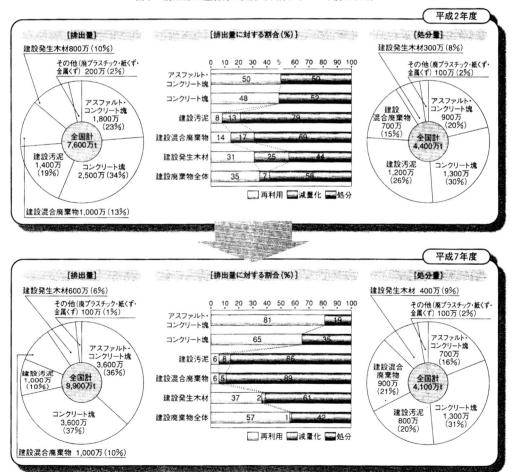


図6 建設廃棄物の種類別排出・再利用の状況(出典:「建設リサイクル創刊号」)

紙からプラスチックまで地球上の材料で使わないものは無い建材が、社会全体の循環型システムを構築する上での役割は重要である。他の産業とも提携して、ユーザーの環境志向に対応したリサイクルの新技術・新システムの開発・普及が不可欠である。

■建設系廃棄物

建設産業界は、日本全体の資源フローの50%を 建設資材として消費し、最終処分量の40%を占め ており、環境へのインパクトが非常に大きい。

建設系廃棄物は1990年で7600万トン,1995年で1億トンである。土木を除いた建築系では1990年4100万トン,1995年で3800万トンと再生利用や減量化により、減少がはかられている。

新築現場における排出量は1990年の1900万トンから1995年は1600万トンに減少しているが、解体現場からの排出量は1990年の2200万トンかが1995年で2200万トンと変わらず、今後解体現場がますます増加傾向にあり、新築現場での減量化やリサイクル化の促進はもとより、解体現場からの廃棄物対策が急がれている。

環境負荷低減への取組み

建物においては計画・設計から施工・解体まで 幅広く環境負荷低減に向けた取組みが必要であ る。ここでは、大成建設の事例を紹介する。

■エコロジカルプランニング

地域の特性を読み、その場所にふさわしい環境をつくる独自の計画手法である。人と環境との関わりを4つの場所性「ゲオトープ(地形)・クリマトープ(気候)・ビオトープ(生物)・アルテトープ(人為)」と3つのスケール「広域・地域・敷地」から構成される12のフレームで読み解き、地球環境・地域環境にトータルに配慮した計画をすることができる。

■窒素と炭素の循環系の保全

世界遺産に登録されている屋久島では,生活環境に関わるゼロ・エミッションを提案している。 生ゴミの堆肥化と家庭菜園を組み合わせて窒素の 循環系を保全し,木炭の生産と調湿材や水質浄化 材への利用により炭素の循環系を保全して,サス テイナブルなコミュニティを目指している。

■建物の長寿命化

建物の長寿命化によって、LCCO₂削減が可能である。既存の建物に免震装置を組み込み、耐震性能を新基準に適合させる「レトロフィット免震」や、歴史的建造物の再生がその例である。

■建設副産物総合管理システム

建設廃棄物の発生量の削減とリサイクル率の向上を図るためのシステムである。作業所で発生した建設廃棄物に対して事後的に分別・再資源化を行う段階から一歩進めて、廃棄物対策の継続的改善を行うための管理システムがある。

- ・事前にその工事から発生する廃棄物の種類と量 を把握して,処理計画を立案
- ・処理の方法と手順を決定して実施
- ・実績データを分析評価
- ・対策や計画の見直しとデータベース化

このシステムの利用によって、手作業に頼っていた管理業務時間を1/10に削減することができると同時に、廃棄物発生量の削減やリサイクル率の向上が一つの作業所の中でも継続的に改善されるようになり、環境負荷低減に寄与している。

■熱帯材型枠の代替技術

コンクリート打設に使用する型枠は、これまで 熱帯材による合板が使用されたきたが、熱帯林資 源枯渇につながる使い捨て的姿勢を改善するため の代替技術(鋼鉄型枠、PC化、針葉樹型枠)が 推奨されている。

■廃棄物分別処理技術

中小規模の作業所においては、巡回収集車による廃棄物の分別処理を行っている。巡回収集車は

荷台が廃棄物の種類別に仕切られており、自動積 込装置と荷降ろし機能を備えている。巡回収集車 の活用により、中小規模の作業所でも効果的な廃 棄物の分別が可能になったことで、従来は約10% であった作業所内分別リサイクル率が29%(平成 8年度実績)に向上した。

■コンクリート躯体蓄熱

建物のコンクリートの床に中空スラブを採用 し、それ自体を蓄熱媒体として冷房に利用するシ ステムである。昼間時のピーク熱負荷のカットに より熱源装置容量を縮小するとともに、熱源装置 の夜間定格連続運転により高効率化ができ、環境 負荷の低減を行う。

■解体・処分

品川火力発電所の解体工事の作業所では, ボイラー棟の解体で発生する損傷の無い鉄骨を仮説材として, コンクリート屑は作業所内に設置する砕石プラントにて再生砕石として発生場所での再生利用を行い, 環境負荷低減に努めている。

建材のリサイクル性能

環境性能の中でもリサイクル性能は、LCCO₂とともに特に重要である。廃棄物と再生品の業種・業界が異なる場合も考えられ、業界・業種間の連携により、一層のリサイクルを推進していく必要がある。包装容器や家電ではリサイクルの法制化が進んでおり、建材もいずれ対象となる可能性がある。

建材のリサイクルには、再生品を使用する場合と使用後の再生に配慮する場合の2通りがある。後者は、さらに製品・部品レベルでの「交換・解体しやすさ」と素材レベルでの「再生しやすさ」が要求される。

製品・部品レベルでは、解体・再利用の容易性が要求される。特に近年開発が進んでいる複合材料の分解性能がポイントとなる。また、耐用年数

の短い部品の交換性をよくすることも必要である。センチュリーハウジングシステムの例では、04型(耐用年数4年)~60型(耐用年数60年)まで5分類を設定し、耐用年数の長い部品に損傷を与えずに交換できるような手法がとられている。

素材レベルでは、再生を考慮した成分表示が考えられる。また、廃棄物のリサイクルがシステム化しやすいように、廃棄物の分類標準の設定も必要である。通産省では99年を目途として、産業廃棄物や一般ごみのリサイクル促進に向けて、廃棄物の形や内容についての標準規格を導入し、各業界や企業ごとに異なる廃棄物の種類や形状、組成等を揃えることにより処理業者による集中的な処理の実現を目指している。

現在既に、建設副産物は様々な方法で様々な材料に再資源化されている。その実例を図7に示す。

環境ラベル

環境ラベルとは、ユーザーの選択という市場原理を利用して、類似製品等との差別化をはかり、環境へ配慮した商品が普及するように誘導するシステムである。メーカーでもユーザーでもない第三者機関により証明される制度である。

■エコマーク商品

エコマークは環境に配慮した商品に与えられる 環境ラベルの一種で、1989年から環境庁の外郭団 体(財)日本環境協会が認定を行っている。

エコマーク商品の基本的要件を以下に示す。

- 1) その商品の製造,使用,廃棄等による環境負荷が,他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと(原料調達,製造段階,使用段階,廃棄段階で環境負荷が少ない)。
- 2) その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと(産業による環境負荷を低減する、家庭生活による環境負荷を

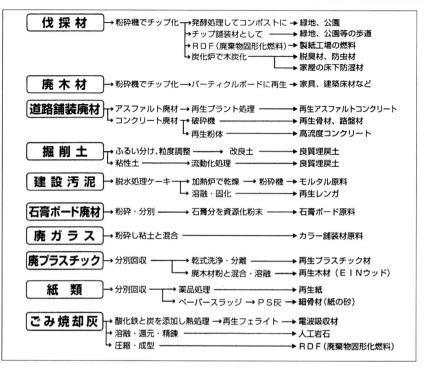


図7 建設副産物のリサイクル事例

低減する, その他の環境保全に寄与する)。

■エコマーク建材

エコマーク商品のうち、建材は1996年6月時点で約20項目ある。商品名、取扱企業のリストは(財)日本環境協会で入手できる。またインターネットでも見ることができる(http://www.eic.or.jp/index.html)。エコマークを取得していなくても、環境負荷の少ない材料もあるので、エコマークは一つの目安としてほしい。

■通産省も新しい環境ラベルを検討

通産省でも、環境ラベルを新設する検討を開始 した。製品が環境に与える影響を企業が自主的に 数量化して情報提供する仕組みを作るのを目的と している。

家電や自動車などの最終製品だけでなく, 鉄や プラスチックなどの中間製品も対象にする。

- ・エネルギー使用量やCO2排出量
- ・リサイクル方法や環境を汚染しない廃棄方法

- ・使用されている素材の種類や量
- ・環境汚染物質の種類と量

これらの計算方法と表示方法のガイドラインを業界ごとに設け、それに従ってメーカーが自主的に表示する。表示項目の具体的な内容、表示方法、計算方法などを検討し、5月に中間取りまとめを行う。

通算省は、環境庁のエコマークとの違いを「商品を実際に選ぶときに、エネルギー消費量やリサイクル方法が一目瞭然になるラベルが必要だから」としている。しかし、環境庁のエコマークとダブルスタンダードになり、消費者にとってはわかりにくいのではないだろうか。環境庁と通産省の連携により、規格の一本化が求められる。

■世界各国の環境ラベリング

世界各国の環境ラベル制度は、1978年に開始されたドイツの「ブルーエンジェル」を先駆けとして、日本の「エコマーク」(1989年)、北欧3カ国

の「ノルディックスワン」(1989年),カナダの「環境チョイス」(1989年),アメリカの「グリーンシール」(1993年)など各国で順次開始されており、既に25カ国にのぼる。ドイツのように国の決定に基づくものからアメリカのように民間団体が行うものまで、各国によって認定のシステムは様々だ。しかし、共通しているのは、「消費者が商品を選択する際の目安となるように」という目的で制定されていることである。さらに世界共通の環境ラベルは、現在ISOにおいて審議中である。

エコ・マテリアル製品例

現在市場にて発売されているエコ・マテリアル 製品の例をいくつか紹介する。

■ソイルセラミックス

エネルギー消費量やCO₂の排出が少ないオートクレーブによる製造(高圧蒸気養生法)で硬化させるという、焼成によらない新しいセラミックスである。製造に必要なエネルギー消費量はセメントの1/2、陶磁器の1/5以下で、CO₂排出量もセメントの1/4以下である。建設残土を原料とすることもでき、廃棄する際には、土に還元したり、原料としてリサイクルできるなど、環境負荷を減らす配慮をしている。

また,多孔質体のため,調湿性に優れており, 室内環境を快適にするとともに,結露やダニ・カ ビの抑止効果が期待できる。

見た目も土の質感がそのまま生かされているため,他の自然素材と調和し,やさしい表情を持つ。 特注で地域の土を原料とすることもでき,地域風 土に適した色合いを演出できる。

■珪藻土

珪藻土は、優れた断熱性能、調湿性能、保温性能、吸収・吸着性能を持ち、「健康材料」として注目を集めている天然素材である。最近ではその自然な風合いを好んで多くの建築家が土壁材料と



写真1 珪藻土を使った建築(安曇野いわさきちひろ絵本美術館)

して使うようになり、作品性の高い建築にも用いられている(写真1)。

珪藻土は、太古に生息した植物プランクトンの 遺骸が堆積し、長い年月の間にその有機物が分解 してできた珪藻殻のことをいう。珪藻殻は、スポ ンジのように空間のたくさん開いた形状になって おり、この特長を生かして、ろ過媒質や保温材、 吸着材として利用されてきた。

珪藻土の持つ0.1~0.2ミクロンの微細孔により, 熱伝導率0.3kcal/mh℃とモルタルの4倍の断熱・保 温性を持ち,冷暖房の省エネに役立つ。また微細 孔多孔質の特性により,吸放湿性に優れ,吸音と 脱臭効果も期待できる。

無機質組成のため不燃で有毒ガス発生の心配がなく,1000度以上の高温でも着火しない。ホルムアルデヒドを検出せず、喘息、アトピーの原因となる室内空気汚染対策に有効である。

■天然リノリューム

100%天然素材の天然リノリュームは、製造工程において化学物質などを一切使用していない。原料は、亜麻という植物の種子からつくられる亜麻仁油、天然レジン(松脂)、顔料、木粉、コルク、ジュートである。

塩化ビニルのように焼却の際の有害ガスが発生 せず、土中埋設されても、バクテリアによって、 時間の経過とともに還元されていく。しかも製品 としての寿命は長く、省資源性が高い。亜麻仁油 が空気で酸化する過程で生じる抗菌作用もある。

■廃ガラス(カレット)を利用したタイル

ガラスびんのリサイクルには、洗浄後再使用する方法が古くからあるが、近年では、分別収集され、溶かして再生利用する方法が増えてきている。しかし、無色と茶色のものは需要が大きいため、ガラス原料として再生利用されるが、色物ガラスの多くは埋立処分へとまわされてきた。これを、主原料とし(約60%)、窯業原料を加えて焼成したタイルがある。約1000 $^{\circ}$ C(通常タイル1200 $^{\circ}$ C)の低温焼成により、LCCO2を約25%削減した製品もある。

■バッキング材PVC未使用のタイルカーペット

タイルカーペットのバッキング材に通常使われているPVC(塩化ビニル)の代わりに、特殊ポリオレフィンを使用したもの。PVCバッキングによる物に比べて10%~15%軽量化しているため、輸送搬入にかかるエネルギーの抑制にもつながる。使用済みの特殊ポリオレフィン部分は、石の代替品「リサイクル石材」として再利用することも可能である。

■木質軽量ボード

発泡スチロールに代わる畳芯材として、木質軽量ボード「VOF」がある。これまでリサイクルの難しかった一般住宅の廃木材は、リサイクル率は約3分の1に過ぎない(平成8年度実績)。しかも、

その内3分の2は廃木材をそのまま燃料とする単純な再利用である。製品としての再利用を妨げていたのは、廃木材から異物を効果的に取り除く技術と、ファイバー形状や配向を調える技術が確立されていなかったからである。リサイクル技術の開発により、チップを細長いファイバー状に原料化して、垂直に配向させ、軽さと強さを備えたボードが実現した。

おわりに

ソフト面でもハード面でも発展途上のエコ・マテリアルであるが、その動きは社会的に大きな流れとなりつつある。最終的にはすべての建材がエコ・マテリアルとしての性能を要求されるのは、もはや時間の問題といえるだろう。

《参考文献》

- ・「98年度版デザイナーのための内外装材チェック リスト」/彰国社1997.11
- ・石黒邦道「LCCO₂による事務所ビルの試算」/日本 建築学会大会学術講演梗概集1995,1996
- ・建設副産物リサイクル広報推進会議編「建設リサイクル創刊号|/大成出版社1997.10
- ・環境科学情報センター編「ライフサイクルアセス メントの実践」/化学工業日報社1996.3

コンクリートの中の鉄筋・鉄骨の 位置等把握技術に関する研究

志村 明春*

1. はじめに

先の阪神大震災以来,既存建築物の耐力診断や耐震診断等の重要性が,再認識されている。またその診断の基礎データを得るために,非破壊検査による測定技術が開発されている。しかし,これらの研究はまだまだ不足しており,検査システムも確立していない。そこで,本調査研究は電磁波レーダを利用した探知装置が,コンクリート中の鉄筋・鉄骨の位置把握をどの程度の精度で測定出来るかを検討することを目的として行った。

調査研究の概要としては、配筋が既知の鉄筋・ 鉄骨コンクリート試験体を作製し、電磁波レーダ を使用して鉄筋・鉄骨のかぶり厚さ及びピッチを 測定し比較検討した。

既往の簡便な電磁波レーダは、かぶり厚さが30mmを越えたり、配筋ピッチが150mm以下になると探査能力が落ち、また、コンクリート中の水分の影響が大きいと言われている。そこでスラブ及び柱を想定し、鉄筋径、配筋ピッチ及びかぶり厚さを変化させた模擬試験体を作製し、電磁波レーダを使用して測定を試みた。また、コンクリート中の含水率の影響を調べるために、測定日を1週毎に4週まで行った。さらに、スラブ試験体を使用して仕上げ材(特に防水層)が電磁波レーダにどの程度影響するかを調べた。

表1 主な仕様

探査対象物	鉄筋, 金属パイプ, 塩ビパイプ, 空洞等
測定深度	IRS-150:0~15cm (鉄筋径6mm以上:好条件下)
	IRS-150:0~40cm (鉄筋径12mm以上:好条件下)
水平分解能	10cm (2本の鉄筋間の分解能力:好条件下)
測定精度	深さ方向:±2mm(比誘電率最適値), 横方向:±5mm
1回の測定距離	4m Max(探査距離)
画像表示	8階調カラー (NECカラーノートパソコンPC9801NX/C)
画像モード	4モード切換 (1m, 2m, 倍精度, 時間掃引)
表示機能	深さスケール,水平方向スケール,計測時刻
信号処理	強調処理,ノイズ減算処理
電源	AC100~240V or Batt: DC12V (注1)
重量	アンテナ台車:IRS-150:約1.8kg,IRS-400:約2.2kg
	ハードケース一式:約10kg

2. 電磁波レーダ装置 *(*

今回使用した装置の主な仕様を表1に、概要を図1に示す。

コンクリート用電磁波レーダの原理は、現在広く用いられている一般のレーダと基本的には同じである。電磁波をアンテナからコンクリート内部にむけて放射し、その電磁波がコンクリートと電気的性質の異なる物質、例えば鉄筋、埋設管などの放射物体との境界面で反射され、再びコンクリート表面にでて受信アンテナに到達するまでの時間から反射物体までの時間を測定し、アンテナをコンクリート表面で移動することにより、水平面

^{*(}財)建材試験センター中央試験所無機材料試験課

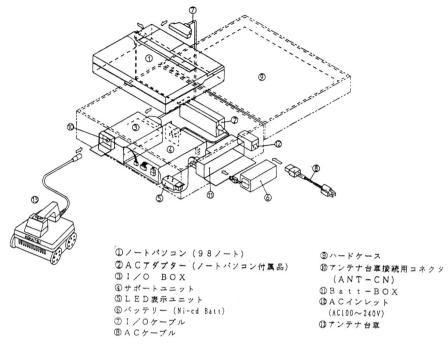
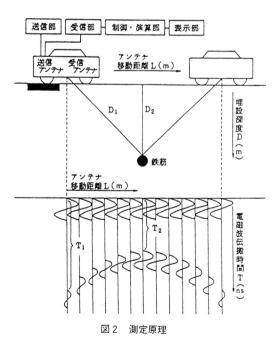


図1 装置の概要



上の位置を探るものである。(図2参照)

コンクリート用電磁波レーダは、パルス幅の極めて低い、数ns(ns=一億分の一秒)パルス

の送信波が必要とされる。通常のレーダで使用されている搬送波(連続波)では、コンクリート表面での反射や、地中の減衰が大きくなるので搬送波を含まないインパルス波を送信に用いている。

数nsのインパルス波は、DC〜数百Hzまで 周波数成分が分布するので、コンクリート用電磁 波レーダ用のアンテナには、特殊な広域アンテナ を使用している。また、電磁波をコンクリートの みに放射するようにシールド処理をしている。

コンクリートの比誘電率を $\varepsilon\gamma$ とすると、空気中の電磁波の速度が $3\times10^8 \text{m/s}$ であるため地中における電磁波の速度Vは式[1]で示される。また、反射物までの距離Dは、送信時刻から反射波の受信時刻までの時間Tから式[2]で求めることができる。

$$V = \frac{3 \times 10^8}{\sqrt{\epsilon \gamma}} \quad (\text{m/s}) \quad \dots \qquad [1] \quad \vec{\Xi}$$

$$D = \frac{1}{2}VT$$
 (m) [2] 式

3. 試験体等

試験体の種類はスラブ3体,柱5体とし,コンクリートの種類は1種類とした。コンクリートの配合結果を表2に示す。

表2 コンクリート配合結果

水セメン	細骨材率		単位	スランプ	空気量			
ト比%	%	水	セメント	細骨材	粗骨材	混和剤	cm	%
46.0	43.2	184	400	712	970	4.28	18.6	5.5

なお、水中養生したコンクリートの圧縮強度は7日で30.2 N / mm 2 、28日で38.9 N / mm 2 であった。

3. 1. スラブ試験体

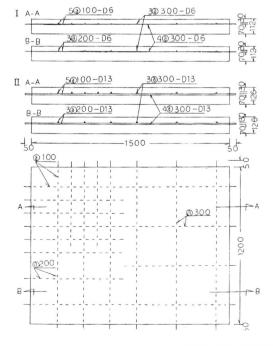
主筋の呼び寸法はD6, D13, かぶり厚さは30, 70mm, 配筋ピッチは50~300mmに変化させた。 試験体の概要を表3に, 配筋図を図3示す。

3. 2. 柱試験体

鉄骨だけの試験体1種類と鉄筋とフープ筋を組 み合わせた試験体4種類とした。試験体の概要を 表4に、配筋図を図4示す。

表3 スラブ試験体の概要

試験体	主筋の	かぶり厚さ	鉄筋のピッチ	配筋状況	スラブ厚さ
記号	呼び寸法	mm	mm		mm
I	D6	30	100	シングル	112
		70	200		
			300		
II	D13	30	100	シングル	126
		70	200		
			300		
Ш	D13	30	50	シングル	126
		70	75		
			100		
			150		
			200		



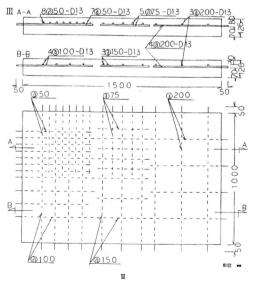


図3 スラブ試験体の配筋図

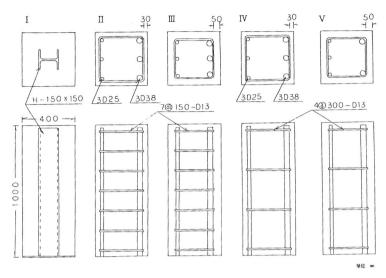


図4 柱試験体の配筋図

表 4 柱試験体の概要

試験体	主筋の	かぶり厚さ	主筋迄のかぶ	フープ筋の	鉄筋·配筋
記号	呼び寸法	mm	り厚さ mm	ピッチ mm	の状況
I	_	125	_	_	鉄骨あり H-150×150×10×7
II	D25 D38	30	43	150	_
Ш	D25 D38	50	63	150	_
IV	D25 D38	30	43	300	_
V	D25 D38	50	63	300	_

3. 3. 仕上げ材

スラブ試験体Ⅱの表面に仕上げ材を施工したものを試験体とした。仕上げ材の種類は、アスファルトシート、塩化ビニル樹脂シート、石材仕上げの3種類とした。使用した仕上げ材の種類を表5に示す。

表5 仕上げ材の種類

名 称	種 類
アスファルトルーフィングフェルト	アスファルトルーフィング 1500
合成高分子ルーフィングシート	塩化ビニル樹脂系
石材	御影石

4. 試験方法

コンクリートの材齢1,2,3及び4週時に電磁波レーダを使用して,鉄筋,鉄骨の位置とかぶり厚さを測定した。試験体と同じ養生(気乾)をした供試体を用いて,同時にコンクリートの圧縮強度及び含水率も測定した。試験体は材齢1週で脱型した。

仕上げ材の施工は、シート類はスラブ試験体(材齢約1年)の表面にシートを張った後、コンクリート板(400×400×30)を配置して、コンクリート板の上から測定した。石材はスラブ試験体の上にじかに配置して、石材の上から測定した。

4. 1. 測定箇所

スラブ試験体の測定箇所は、コンクリート表面上で鉄筋の直上及び鉄筋間の8箇所とした。柱試験体の測定箇所は、試験体記号I(鉄骨のみ)は4箇所、試験体記号Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びV(鉄筋とフープ筋の組み合わせ)は鉄筋の直上、鉄筋間フープ筋の直上、フープ筋間の10箇所とした。測定箇所及び測定点を図5、6に示す。ただし、仕上げ材の影響を調査する試験体はスラブ試験体Ⅱと

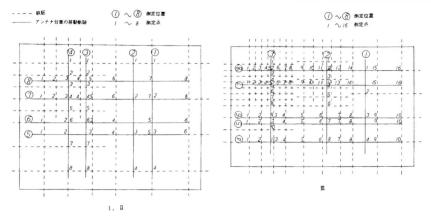


図5 測定位置及び測定点(スラブ試験体)

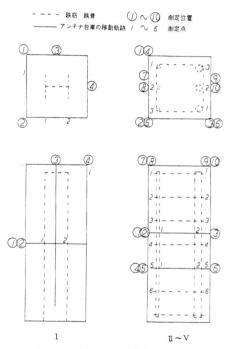


図6 測定位置及び測定点(柱試験体)

し、測定箇所は③の1箇所のみとした。

4. 2. 測定及び解析方法

測定及び解析方法は,装置の計測フローに従った。

4. 3. 圧縮強度及び含水率試験方法

圧縮強度試験は、JIS A 1108 (コンクリートの 圧縮強度試験方法) に従った。 含水率は、電磁波測定試験当日に供試体(15×30cm)の質量を測定した後、1週間105℃の乾燥機に入れて乾燥した後質量を測定し、質量差から算出した。

5. 試験結果

かぶり厚さ、配筋ピッチの測定値と設定値(設定かぶり厚さ及び配筋ピッチ)との比較したものを表6~11に示す。ただし、柱試験体Iはデータ数が少ないので測定値で示した。圧縮強度及び含水率試験結果を表12に示す。

6. 考察

6.1.スラブ試験体

(1) かぶり厚さについて

材齢 2 週までの測定で、かつ、配筋ピッチ 50mmでかぶり厚さの大きな箇所では、解析困難な箇所もあった。しかし材齢 3 週では解析困難なものはなくなり全部解析できた。材齢 4 週では、誤差範囲 $-4\sim+6$ mm、 誤差平均4.1mm以内、標準偏差2.1mm以内であり、材齢 2 、3 週に比べ大きな誤差が少なくなり、標準偏差も小さくなった。

表 6 試験結果(かぶり厚さ:スラブ試験体)

配筋ピッチ		設定かぶり厚さ mm						
			36	43	70	76	83	
50mm	データ数	16	_	7	7	_	16	
	誤差範囲	$-1 \sim +2$	_	0	+3~+6	_	0~+4	
	誤差平均	0.6	_	0.0	4.1	_	2.1	
	標準偏差	1.0	-	0.0	0.9	-	1.5	
75mm	データ数	10	_	5	5	-	10	
	誤差範囲	$-1 \sim +2$	-	-2~0	0~+3	-	$-2\sim +1$	
	誤差平均	0.5	_	0.4	1.4	_	0.8	
	標準偏差	0.9	_	0.9	1.3	_	1.2	
100mm	データ数	32	10	14	24	10	22	
	誤差範囲	$-2\sim +2$	$-2\sim+1$	-2~+4	0~+6	$-2 \sim +3$	0~+4	
	誤差平均	0.5	0.8	1.3	2.5	0.9	1.5	
	標準偏差	0.9	1.2	1.8	1.6	1.3	1.0	
150mm	データ数	9	_	3	3	-	9	
	誤差範囲	$-1 \sim +3$	-	+1~+3	-1~0	_	$-2\sim+5$	
	誤差平均	1.0	_	2.3	0.3	_	1.7	
	標準偏差	1.5	-	0.9	0.5	_	2.1	
200mm	データ数	27	6	10	16	6	21	
	誤差範囲	-4~+4	$-2\sim +1$	$-2\sim +3$	-1~+4	0~+3	$-3 \sim +2$	
	誤差平均	1.3	1.0	1.2	1.9	1.0	1.2	
	標準偏差	1.8	1.4	1.6	1.6	1.1	1.5	
300mm	データ数	24	8	8	16	12	12	
	誤差範囲	-1~+6	-2~+1	0~+3	-1~+4	0~+3	$-3\sim+2$	
	誤差平均	1.8	1.5	0.6	2.0	1.0	1.2	
	標準偏差	1.9	1.4	1.1	1.4	1.0	1.6	

(2) 配筋ピッチについて

材齢 2 週までの測定で、かつ、配筋ピッチ50mmでかぶり厚さの大きな箇所では、解析困難な箇所もあった。しかし、材齢 3 週では解析困難なものはなくなり全部解析できた。材齢 4 週では、誤差範囲 -15~+10mm、誤差平均6.2mm以内、標準偏差8.3mm以内であり、材齢 2 、3 週に比べ大きな誤差が少なくなり、誤差平均、標準偏差も小さくなった。

6. 2. 柱試験体

(1) かぶり厚さについて

表7 試験結果(配筋ピッチ:スラブ試験体)

かぶり	かぶり厚さ			設定配筋	5ピッチ	mm	
		50	75	100	150	200	300
30mm	データ数	14	8	25	8	18	16
	誤差範囲	0~+5	$-5 \sim +10$	$-5 \sim +5$	-10~0	$-5 \sim +10$	-10~+10
	誤差平均	0.4	1.9	1.4	3.1	2.2	2.8
	標準偏差	1.3	4.2	3.3	4.9	3.7	4.6
36mm	データ数	_	_	8	_	4	6
	誤差範囲	_	-	0~+5	-	-5~0	0~+5
	誤差平均	-	-	0.6	_	1.2	0.8
	標準偏差	-	-	1.8	-	2.2	2.0
43mm	データ数	6	4	11	2	7	6
	誤差範囲	$-5 \sim +5$	$-5 \sim +5$	$-5 \sim +10$	-5~0	-5~0	-5~0
	誤差平均	1.7	5.0	2.7	2.5	2.9	2.5
	標準偏差	3.2	5.8	4.0	2.5	2.7	2.7
70mm	データ数	6	4	19	2	11	12
	誤差範囲	$-5 \sim +5$	$-5 \sim +5$	-10~+10	0	-10~+10	$-10 \sim +5$
	誤差平均	3.3	2.5	3.4	0.0	3.6	5.0
	標準偏差	4.1	4.1	5.1	0.0	5.4	5.4
76mm	データ数	_	-	8	-	4	8
	誤差範囲	-	-	$-5 \sim +5$	-	$-10 \sim +5$	-15~+10
	誤差平均	-	-	1.2	-	5.0	6.2
	標準偏差	-	-	2.7	_	7.1	8.3
83mm	データ数	14	8	17	6	14	8
	誤差範囲	$-10 \sim +5$	$-5 \sim +10$	$-5 \sim +10$	-10~0	$-10 \sim +5$	$-10 \sim +5$
	誤差平均	3.6	4.4	3.2	4.2	3.2	4.4
	標準偏差	4.7	5.3	4.8	4.9	4.6	5.6

材齢1週では設定値と測定値との差が大きかったがこの原因はアンテナ台車走行による誤差と思われる。材齢2,3週では,1週に比べると誤差は小さくなり4週では,誤差範囲-7~+6mm,誤差平均2.2mm以内,標準偏差2.8mm以内になり,3週までに比べると誤差範囲,誤差平均も小さくなった。

(2) 配筋ピッチについて

材齢 1 週では設定値と測定値との差が非常に大きかった (-32mm等)。これは、かぶり厚さと同じ理由である。材齢 2 、3 週では、1 週に比べる

表 8 試験結果 (かぶり厚さ:柱試験体)

配筋ピッ	J-		設定かぶり	厚さ mm	
		30	43	50	63
118mm	データ数	24	_	_	12
	誤差範囲	$-2\sim +3$	_	_	$-1 \sim +2$
	誤差平均	1.3	_	-	0.6
	標準偏差	1.4	_	_	1.0
124mm	データ数	_	_	_	12
	誤差範囲	.—	-	-	$-1 \sim +5$
	誤差平均	_	_	_	1.8
	標準偏差		_	_	2.2
138mm	データ数	-	12	_	_
	誤差範囲	_	$-2\sim +3$	-	_
	誤差平均	-	1.2	-	-
	標準偏差	_	1.7	-	_
144mm	データ数	-	12	-	_
	誤差範囲	-	$-2\sim +6$	-	_
	誤差平均	-	1.0	-	_
	標準偏差	_	1.4	_	_
150mm	データ数	-	_	24	_
	誤差範囲	-	_	$-3 \sim +5$	_
	誤差平均	-	_	2.0	-
	標準偏差	_	_	2.0	_
242mm	データ数		-	-	8
	誤差範囲	_	-	-	$-1 \sim +5$
	誤差平均	-	-	-	2.0
	標準偏差	_	_	_	2.4
282mm	データ数	-	8	-	_
	誤差範囲	-	$-2\sim +3$	_	-
	誤差平均	_	0.9	_	-
	標準偏差		1.4	_	_
300mm	データ数	12	-	12	-
	誤差範囲	-4~+2	_	$-7 \sim +2$	_
	誤差平均	1.2	-	2.2	_
	標準偏差	1.7	_	2.8	_

と誤差はかなり小さくなり、4週では、誤差範囲 $-15\sim+15$ mm、誤差平均6.0mm以内、標準偏差7.6mm以内で、誤差は2、3週に比べてあまり小さくならなかった。

表 9 試験結果(配筋ピッチ:柱試験体)

かぶ	り厚さ	設定配筋ピッチ mm								
		118	124	138	144	150	242	282	300	
30mm	データ数	-	_	-	_	20	-	_	8	
	誤差範囲	_	-	-	-	-15~ +15		-	-5~ +5	
	誤差平均	_	-	-	_	6.0	-		1.9	
	標準偏差	-	_	_	-	7.6	_	-	3.2	
43mm	データ数	-	_	8	8	_	_	4	_	
	誤差範囲	_	_	-4~ +12	-4~ +11	_	-	$-2^{\sim} + 3$	-	
	誤差平均	-	_	4.9	5.0	_	-	2.5	_	
	標準偏差	_	_	6.5	6.0	_	-	2.9	-	
50mm	データ数	-	_	_	_	20	_	_	8	
	誤差範囲	_	_	_	-	-15~ +15	-	-	0~ +5	
	誤差平均	.—	_		-	3.8	-	-	1.9	
	標準偏差	-	-	-	-	6.1	-	_	2.6	
63mm	データ数	8	8	-	_	_	4	_	_	
	誤差範囲	$^{-3}$ ~ $^{+12}$	-9~ +1	-	_	_	-7∼ +8	-	-	
	誤差平均	5.6	2.8	_	_	_	6.0	-	_	
	標準偏差	6.2	3.8	_		-	7.1	-	_	

表10 試験結果(柱試験体 |)

測定種類	測定位置	実測	設定距離	
的人主然	例之区区	1	2	mm
かぶり厚さ	1)	127	-	125
	2	125	128	125
	4	123	_	125
鉄骨の幅	1)	160	_	150
	2	155	_	150

かぶり厚さ③は全面が鉄骨なので,分解不可 鉄骨の幅③,④も同じ理由で,分解不可

(3) 柱試験体1(鉄骨のみ)

鉄骨の幅はすべて10mm以内の誤差で測定できた。

6.3.仕上げ材の影響

かぶり厚さの誤差範囲は $-2\sim+1$ mm, 配筋ピッチの, 誤差範囲は $-5\sim+5$ mmと, どの種類

表11 試験結果 (仕上げ材の影響調査)

測定種類	配筋ピッチ	仕上げ材の種類			
		アスファルト	塩化ビニル	石材	
かぶり	100mm データ数	5	5	5	
厚さ	誤差範囲	$-1 \sim +1$	$-1 \sim +1$	$-1 \sim +1$	
	誤差平均	1	1	2	
	200mm データ数	3	3	3	
	誤差範囲	0~+1	$-1 \sim +1$	$-1 \sim +1$	
	誤差平均	1	1	1	
配筋	100mm データ数	5	5	5	
ピッチ	誤差範囲	0	$-5 \sim +5$	0	
	誤差平均	0	1	0	
	200mm データ数	2	2	2	
	誤差範囲	-5~0	-5~0	-5~0	
	誤差平均	2	2	2	

でも小さかった。

7. まとめ

7. 1. スラブ試験体

かぶり厚さは、±5 mmの精度で測定可能であり一般の鉄筋コンクリート建築物の場合(70mm 程度)であれば十分測定可能である。

配筋ピッチは、ピッチ50mmと極端に狭い場合には推定困難であったが、一般の鉄筋コンクリート建築物場合(100mm以上)であれば、かなりの精度で推定できると考えられる。

鉄筋の太さについては、太さによって測定画像 に違いがでるものの、鉄筋径を直接推定できるま でには至らなかった。

7. 2. 柱試験体

かぶり厚さは、鉄筋コンクリート及び鉄骨コンクリート(柱試験体 I)のどちらにおいてもかなりの精度($\pm 5\,\mathrm{mm}$)で測定可能である。

配筋ピッチ及び鉄骨位置は、アンテナ台車の走 行誤差を除けば±20mm及び±10mmの精度で測 定可能である。

表12 圧縮強度, 含水率及び比誘電率試験結果

材齢日	圧縮強度 N/mm²	含水率	比誘電率 %
7日	27.6	6.7	9.0
14日	33.5	6.3	8.0
21日	36.0	6.0	7.0
28日	37.2	5.9	6.5

7. 3. 試験体中の含水率の影響について

含水率が異なると比誘電率が変化し測定結果に 影響を及ぼすことは認められたが、定量的に明ら かにすることはできなかった。しかし、コンクリ ートの材齢が3~4週であれば含水率の影響はほ とんど無いといえる。

7. 4. 仕上げ材の影響について

仕上げ材の影響はほとんどなく測定できる。

8. おわりに

今回の実験では、比較的単純な配筋の試験体について実施し、かなりの精度でかぶり厚さや配筋の状態を推定できた。しかし、実際の建築物は、複雑な配筋で施工されていたり、建築物の構造によっては測定位置の制約がある。今後これらを考慮した実験を行うことが必要であると考えられる。また、鉄筋径を正確に把握することは耐力診断において必要不可欠であり、電磁誘導装置等を併用して測定の可能性を試みる必要があると考える。

[参考文献]

- 1) 魚本健人,加藤潔,広野進;コンクリート構造 物の非破壊検査
- 2)(社)日本非破壊検査協会編;コンクリート構造 物の非破壊試験方法

「せっこうプラスター塗せっこうボード の建設大臣認定に係る定期検査」

依試第7H67406号

この欄で記載する報告書は依頼者の了解を得たものである。

1. 検査の内容 ====

富士川建材工業株式会社から提出された建設大臣認定不燃(個)第11101号;石膏ボード下地石膏プラスター塗り(12mm)「SSプラスター」について,建設大臣認定に係わる定期検査を行った。定期検査の項目は次のとおりである。

- (1) 施工検査
- (2) 試験体採取
- (3) 防火性能試験(燃焼試験)

なお、この定期検査は、依頼者と財団法人建材 試験センターの間に締結され、かつ認定の付帯条件となっている「SSプラスターの法定防火工事に 関する協約書」に基づいたものである。

2. 検査方法 ==

2.1 施工検査

財団法人建材試験センターの検査員が施工現場 に赴き、協約書に規定された工事検査要領書に基 づいて施工状況の検査を行った。

2. 2 試験体採取

施工検査と同時に、検査員立会いのもとで大き さ910×910mmのせっこうボードにSSプラスター の施工を行い、それを防火性能試験の試験体とし て採取した。試験体の材料構成及び断面図を表1 に示す。

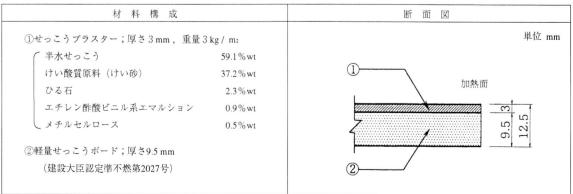
採取した試験体は、以下の大きさにして防火性 能試験に供した。

- (1) 表面試験体: 220×220mm, 数量3体
- (2) 基材試験体:40×40mm, 高さ50mm(4枚重ね).数量3体

2. 3 防火性能試験

防火性能試験は採取した試験体を用い、昭和45年建設省告示第1828号「建築基準法施行令第108条の2の規定に基づき、不燃材料を指定する件」に規定する表面試験及び基材試験に従って行った。

表1 材料構成及び断面図



(注) 材料構成は依頼者の提出資料による。

3. 検査結果 ======

施工検査結果を表2に、試験体採取状況を表3 に示す。また、防火性能試験結果を表4及び図1 ~図6に示す。(図は省略)

表 2 施工検査結果

現場名称		三栄ハウス平沼展示場邸新築工事	
現場所在地		神奈川県横浜市西区西平沼町 6-1	
	施工材料	SSプラスター (ロットNo.708146)	
	施工業者名	富士川建材工業株式会社 工事部	
	施工期間	平成9年9月16日から平成9年10月5日まで	
	施工面積	約500m²	
	旭上山傾	(1階及び2階の洋室、廊下、DK等の壁及び天井)	
検査項目下地材の種類		軽量せっこうボード	
		〈厚さ9.5mm、建設大臣認定準不燃第2027号 〉	
		厚さ12.5mm、建設大臣認定不燃第1027号	
	下地材の状況	標準仕様どおり	
	SSテープの状況	張りもれなし	
施工状況		標準仕様どおり	
塗り厚さ		実測平均值 4.1mm	
	その他	標準仕様どおり	
検	査 日	平成9年9月19日	
検査	員 氏 名	西本俊郎、石川祐子	

表 3 試験体採取状況

採取	場所	施工検査現場
	施工材料	SSプラスター (ロットNo.708146)
	施工業者名	富士川建材工業株式会社 工事部
採取状況	下地材	軽量せっこうボード;大きさ910×910mm
		(厚さ9.5mm、建設大臣認定準不燃第2027号)
施工状況		標準仕様どおり
	塗り厚さ 実測平均値 4.6mm	
採 取 日		平成9年9月19日
検査員氏名		西本俊郎、石川祐子

4. 検査の期間, 担当者及び場所 ====

期 間 平成9年9月19日から

平成9年11月18日まで

担当者 防耐火試験課長 棚池裕

試験実施者

西本俊郎, 石川祐子

長田杏子

表 4 防火性能試験結果

表 4 防火性能試験結果						
		試 験 体	記 号	A	В	С
		大きさ	(m m)	220×221	220×220	221×221
	試験体	厚さ	(m m)	13.6	14.6	14.4
		重 量	(g)	580.7	612.4	611.5
		養生期間	(日)	4 5	4 5	4 5
表		試 験 年	月 日	平成9	年11月	13日
		排気温度及び発	煙係数曲線	図 1	図 2	図 3
		標準曲線超	過時間	なし	なし	なし
面		温度時間面積	i (℃·分)	0	0	0
	試験結果	発 煙 係	数 (CA)	0.4	0.3	0.3
試		残 炎 時	間(秒)	0	0	0
nP.		防火上有害な	変形	なし	なし	なし
		全厚にわたる	溶融	なし	なし	なし
験		きれつの幅・上	長さ (mm)	なし	なし	なし
		合·	否	合格	合格	合格
	乡 老店	加熱減	量 (g)	38.1	37.9	38.4
	参考値	裏面空間温度	(℃)	97	9 4	9 4
		主熱源		1 . 5 0 k W		
	加熱条件	熱 源 副熱源		0.35 ℓ/分 (L.P.G)		
		加熱	時 間		10分	
		試 験 体	記 号	D	Е	F
		大 き	さ (mm)	41×42	41×41	40×41
	試験体	厚	さ (mm)	5 2	5 2	5 2
-14-		重	量 (g)	77.5	76.7	76.2
基		養生期	間(日)	5 0	5 0	5 0
材		試 験 年	月 日	平成9	年11月	18日
		炉内温质	度 曲 線	図 4	図 5	図 6
試	李卜氏公士 田	炉内最高温	.度 (℃)	795.8	792.3	795.1
験	試験結果	調整温	度 (℃)	750.0	749.6	750.1
		温度差	差 (℃)	45.8	42.7	45.0
		合 ·	否	合格	合格	合格
	参考値	加熱減	量 (g)	15.1	15.0	14.9
	Luckt & A	熱 源 0.92kW			V	
	加熱条件	加熱	寺 間		20分	
<u> </u>	判定	昭和45年 規定する				
備 考 基材試験の試験体構成を図4に示す。						

施工検査員 西本俊郎,石川祐子 場所 中央試験所

検査現場;三栄ハウス平沼展示場邸新築工事 (神奈川県横浜市西区西平沼町6-1)

コメント

「SSプラスター」は、せっこうプラスター系の塗り材で、建物の施工現場において準不燃下地(せっこうボード)の表面に施工して不燃材料の性能を発揮する材料である。平成元年には、不燃材料として建設大臣の認定〔(個)第11101号〕を取得している。

本報告書は、この「SSプラスター」の施工現場における管理状況と、施工現場で採取した試験体の防火性能を検査した結果について報告するものであり、依頼者と (財) 建材試験センターが締結した協約書に基づき、定期的に実施しているものである。

一般に、製品が工場から出荷される段階で既に最終製品としての形状、性能を有しているボード状の内装材料等では、施工法等をある程度取り決めておけば、その防火性能が実際の施工現場で大きく損われることは少ない。また、工場内で一定の管理の基に製造されているため、工場出荷時の製品を抜き取って試験すれば、容易に防火性能を確認することが可能である。

一方,今回の「SSプラスター」のように,工場出荷時にはまだ製品が不定形(袋詰の粉の状態)で,建物の施工現場で初めて最終的な形状,性能となる材料の場合には,下地材料の種類や養生状態の管理,施工方法の管理が,防火性能に大きな影響を与える事になる。このため,所定の防火性能を確保するには,施工現場での様々な条件を充分に管理する事が不可欠であり,防火性能試験を実施する場合にも,施工現場での管理状況を反映した試験体の作製等が必要になる。

今回実施した検査は、このような現場における施工管理の一貫として定期的に実施しているもので、検査員が実際の施工現場に赴き、下地材の種類、養生状況、塗り厚さなど施工管理の状況を検査するとともに、試験体の採取を行って防火性能試験を実施している。

(文責:防耐火試験課 西本俊郎)

建材試験情報 5 '98

想格基準紹介

規格改正のポイント

今回紹介する2規格は(社)日本コンクリート工学協会内に設けられた「コンクリート試験方法JIS 改正原案作成委員会」で審議され、改正されたものである。

なお、これらの規格に対応するISO規格はない。

- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法(JIS A 1122)の主な改正点。
 - ①試験を途中で中断する場合の保存方法を明記した。
 - ②安定性試験前後のふるい分け作業に用いるふるいを同一のものとすることが試験精度向上の ために望ましいこと。
- ・骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法(JIS A 1137)については、大きな改正点はなく、規格票の様式を新しい規格に整合させるなど全体を見直している。

日本工業規格

(案) J I S

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法

A 1122-199X

Method of test for soundness of aggregates by use of sodium sulfate

- 1. 適用範囲 この規格は、硫酸ナトリウムの 結晶圧による破壊作用に対する抵抗性を基準とす る骨材の安定性試験について規定する。ただし、 人工軽量骨材は除く。
- 2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法

JIS K 8155 塩化バリウム二水和物(試薬)

JIS K 8986 硫酸ナトリウム十水和物(試薬)

JIS K 8987 硫酸ナトリウム (試薬)

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8801 試験用ふるい

3. 試験用器具

- 3.1 ふるい ふるいは、次のものを用いる。
- a) 細骨材を試験する場合:網ふるい150 μ m , 300 μ m , 600 μ m , 1.2mm , 2.5mm , 5 mm 及 \mho 10mm (1)。

- b)粗骨材を試験する場合:網ふるい5 mm, 10 mm, 15 mm, 20 mm, 25 mm, 30 mm, 40 mm, 50 mm, 60 mm及び80 mm (2)
 - 注()これらのふるいは,それぞれJIS Z 8801に規定する試験用網ふるい150 μ m ,300 μ m ,600 μ m 及び1.18mm,2.36mm,4.75mm,9.5mm である。
 - (2) これらのふるいは、それぞれJIS Z 8801 に規定する試験用網ふるい4.75mm、 9.5mm、16mm、19mm、26.5mm、 31.5mm、37.5mm、53mm、63mm及び 75mmである。
- 3.2 金網かご 骨材を入れる金網かご (3) は, 4. (試験用溶液) に規定する試験用溶液に侵さ れないもので, その網目は, 骨材粒がこぼれ落ち ないように十分に細かいものとする。
 - 注(3) 側面,底面などに穴をあけて,骨材 に付着している試験用溶液がきれる ようにした容器を用いてもよい。

- 3.3 容器 骨材を試験用溶液に浸すために用いる容器は、溶液に侵されないもので、6.b)の操作ができるものとする。
- 3.4 はかり はかりは、細骨材を試験する場合、ひょう量500g以上で、感量が0.1g又はこれよりよいものとし、粗骨材を試験する場合、ひょう量5kg以上で、感量が1g又はこれよりよいものとする。
- 3.5 乾燥機 乾燥機は, 100 ~110 ℃の温度に 保持できるものとする (4)。
 - 注(4) 空気かくはん機及びベンチレータ が付いているものがよい。

4. 試験用溶液

- 4.1 試験用溶液 試験用溶液は,次のようにして作った硫酸ナトリウム飽和溶液とする。25~30℃の清浄な水1ℓに,硫酸ナトリウム(5)(Na₂SO₄)を約250g又は硫酸ナトリウム(結晶)(6)(Na₂SO₄10H₂O)を約750gの割合で加え,よくかき混ぜながら溶かし,約20℃となるまで冷やす。溶液は,48時間以上20±1℃の温度に保った後,試験に用いる。試験に用いる場合には,容器の底に結晶が生じていなければならない(7)。
 - 注(5) JIS K 8987に規定する特級を用いる。
 - (6) JIS K 8986に規定する特級を用いる。
 - (*) 試薬に用いる場合の溶液の比重は, 1.151~1.174 (ボーメ度18.9~21.4) でなければならない。
- **4.2** 塩化バリウム 試験用溶液の骨材への残留の有無を調べるための塩化バリウム(*)(BaCl₂)は、5~10%とする。
 - 注 (8) JIS K 8155に規定する特級を用いる。
- 5. 試料
- 5.1 細骨材試料 細骨材 (*) を試験する場合 の試料は、次による。
- a) 試料は、代表的なもの約2kgを採取する。

b) 試料の一部を用いて、JIS A 1102によって、 ふるい分け試験を行い、表1に示す粒径によ る群に分け、各群の百分率を求め、百分率が 5%以上となった群だけについて安定性の試 験をする。

表1 粒径による群分け

ふるいの呼び寸法で区分した各群の粒径の範囲

600 μm を通過し300 μm にとどまる

1.2mm を通過し600 µm にとどまる

2.5mm を通過し1.2mm にとどまる

5 mmを通過し2.5mm にとどまる

10mmを通過し5mmにとどまる

- c) ふるい分け試験に用いる試料を採った残りの 試料に水をかけてよく洗いながら,試験用網 ふるい0.3mm にとどまる粒を採り,100~110 ℃の温度で定質量となるまで乾燥した後,ふ るい分け,b)で規定する各群ごとに100gを 量り(□)採って各群の試料とし(□),別々に 保存する。
 - 注(*) 試験用網ふるい10mmにとどまる粒は、細骨材として取り扱わない。
 - (ii) まず概略のふるい分けによって約 110gを採り、これを更に入念にふ るった後100gの試料を量り採ると よい。
 - (") ふるいの目に挟まった粒を試料に 混ぜてはならない。
- 5.2 粗骨材試料 粗骨材を試験する場合の試料は、次による。
- a) 試料は代表的なものを採取し、その質量は骨材の最大寸法に応じて表2に示す質量とする。 ただし、軽量骨材では、その質量の1/2とする。

表 2 粗骨材試料の質量

骨材の最大寸法 mm	採取する試料の質量 (12) kg
10	1
15	2.5
20	5
25	10
40	15
60	25
80	30

- 注(¹²) この量が採取できない場合には、代表的な試料であることを確かめる。
- b) 試料を試験用網ふるい 5 mmでふるい, ふるい にとどまったものについて, JIS A 1102によって, ふるい分け試験を行い, 表 3 に示す粒 径による群に分け, 各群の百分率を求め, 百分率が 5 %以上となった群だけについて安定性の試験をする。
- c)水をかけてよく洗った粗骨材を100~110℃の 温度で定質量となるまで乾燥した後,各群ご とに表3に規定する量を量り採って各群の試

表 3 粗骨材試料の各群の質量

ふるいの呼び寸法で区分した各群の粒径の範囲 mm	試料の最小質量(13)g
10を通過し5にとどまる	300
15を通過し10にとどまる	500
20を通過し15にとどまる	750
25を通過し20にとどまる	1000
40を通過し25にとどまる	1500
60を通過し40にとどまる	3000
80を通過し60にとどまる	3000

注(13) 軽量骨材の場合は1/2とする

料とし("),別々に保存する。20mm以上の粒は、各群ごとにその数を数える。

5.3 岩石を試験する場合 岩石を試験する場合は,なるべく等形,等大で,1個の質量が約100gとなるように砕く。砕いた粒を洗い,100~110 ℃の温度で定質量となるまで乾燥した後,5000±100gを採って試料とする。

- 6. 試験方法 試験方法は次による。
- a) 試験用溶液は、試験に用いる前に、良くかき 混ぜる。
- b) 試料を金網かごに入れ,試験用溶液の中に浸す('+')。このとき溶液の表面は,試料の上面から15mm以上高くなるようにする('5')。

溶液の蒸発及び異物の混入を防ぐため、適切なふたをする。溶液の温度は20±1℃に保

試料を溶液に浸しておく時間は, 16~18時間とする。

- 注(¹⁴)これらの操作の間に試料をこぼさないよう十分注意する。
 - (15) 構造用軽量コンクリート骨材の場合は, 試料の上に適切な質量の金網を載せるとよい。
- c) 試料を溶液から取り出して、液がしたたらなくなった後(%), 試料を乾燥機にいれ、乾燥機内の温度を1時間約40℃の割合で上げ、100~110℃の温度で4~6時間(") 乾燥する。
 - 注(16) このとき20mm以上の粒は,破壊状 況を入念に観察する。
 - (17) 試料を乾燥するために必要な時間 より長く乾燥を続けることは,適 当でない。
- d) 乾燥した試料を室温まで冷やす。
- e)b)~d)の操作を所定の回数(¹⁸)だけ繰り返す(¹⁹)(²⁰)。
 - 注(18)参考参照
 - (P) 溶液は, 10回を超えて繰り返して 用いてはならない。
 - (20) もしb) ~d) の操作を途中で中断する場合には,d) の状態で保存する。
- f) 所定回数の操作を終わった試料を清浄な水で

洗う (²¹)。洗った水に少量の塩化バリウム (BaCl₂) 溶液を加えても白く濁らないように なるまで洗う。洗った試料を100~110℃の温度で質量が一定となるまで乾燥する。

注(21)必要に応じて煮沸してもよい。

- g) 細骨材又は粗骨材の場合は、乾燥した各群の 試料を試験を行う前に、試料がとどまったふ るいで(22) ふるい、とどまった試料の質量 を量る。20mm以上の粒は、その破壊状況 (崩壊、割れ、はげ落ち、ひび割れ、その他) を入念に観察する。
 - 注(**) ふるいは5.(試料)で使用したものと全く同じものを用いるのが、試験の精度を上げる上で望ましい。また、ふるい分けの時間などの条件もなるべく同一条件とするのがよい。
- h) 岩石の場合は、試料を指で軽く押して試料の 何個が3片以上に砕けたかを数える。また、 粒の破壊状況(崩壊、割れ、はげ落ち、ひび 割れ、その他)を入念に観察する。

7. 計算

7.1 各群の試料損失質量百分率 各群の試料 損失質量百分率 (P_i) は,次の式によって算出し, JIS Z 8401によって,小数点以下 1 けたに丸める。

$$P_1 = \left[1 - \frac{m_2}{m_1} \right] \times 100$$

ここに、P::骨材の損失質量百分率 (%)

mı:試験前の試料の質量 (g)

m₂:試験前に試料がとどまったふるいに 残る試験後の試料の質量 (g)

7.2 骨材の損失質量百分率 骨材の損失質量百分率は,試験した骨材の各群における粒の質量百分率と,各群における損失質量百分率との積の総和である。これの算出に当たっては,粒の質量百分率が5%未満の群における損失質量百分率

は、その前後群で試験した損失質量百分率の平均 値とする。前後の群における試験値のいずれかが 欠けているときには、欠けていない方の群の損失 質量百分率をとる。

なお、試験用網ふるい $300~\mu$ m を通る粒の損失質量は、0と仮定して計算する。

7.3 岩石の場合の損失質量百分率 (P_2) は, 次の式によって算出し, JIS Z 8401によって, 小数点以下 1 けたに丸める。

$$P_2 = \left[1 - \frac{m_4}{m_3} \right] \times 100$$

参考表1 損失質量百分率の复出例

とどまるふるい	通るふるい	各群の質量	試験前の各群	各群の損失質量	骨材の損失質量
CC # O BOOK	Man and A	百分率 %	の質量 g	百分率 %	百分率 %
	細骨	材の多	定 定 性	試 験	
_	150 μ m	5.0	-	- (¹)	-
150 μ m	300 μ m	11.4	-	- (¹)	_
300 μ m	600 μ m	26.0	100	4.2	1.1 (4)
600 μ m	1.2mm	25.2	100	4.8	1.2 (4)
1.2mm	2.5mm	17.0	100	8.0	1.4 (4)
2.5mm	5mm	10.8	100	11.2	1.2 (4)
5mm	10mm	4.6	-	11.2 (2)	0.5 (4)
合	計	100.0	400		5.4
	粗骨材の安定性試験				
5mm	10mm	22.0	300 (3)	11.2	2.5 (4)
10mm	15mm	23.0	500 (3)	9.6	2.2 (4)
15mm	20mm	35.0	750 (³)	8.0	2.8 (4)
20mm	25mm	20.0	1000 (3)	4.8	1.0 (4)
合	計	100.0	2550		8.5

- 注(1)300 μmより小さい粒では、損失質量百分率を0とした。
 - (2) 次に小さい粒径の群の損失質量百分率をとった。
 - (*) この場合は、最小量を採っているが、これより多く試料 を採ってもよい。
 - (4) 各群の質量百分率×各群の損失質量百分率 である。

規格基準紹介

ここに、P2:岩石の損失質量百分率 (%)

m3:試験前の試料の質量 (g)

m₄: 3片以上に砕けた粒を除いたものの

質量 (g)

8. 報告 報告は、次の事項のうち必要なものを記載する。

a) 骨材又は岩石の種類, 大きさ, 外観及び産地

b) 試料を採取した位置及び日時

c) 試料のふるい分け試験結果

d) 試験前における各群の試料の質量

e) 各群の試料の損失質量百分率

f) 骨材の損失質量百分率

g) 20mmより大きい粒の試験前における個数及 び異状が認められた個数並びにその破壊状況

h) 岩石の場合には、3片以上に砕けた粒の数、 損失質量百分率及び粒の破壊状況

参考1.この試験の結果は、気象作用に

対する骨材の安定性を判断する ための一資料であって,適当な 実例について調査することがで きない場合には,よい参考になる。

2. 試験の回数については,次のよう な規定がある。

JIS A 5002 構造用軽量コンクリ

ート骨材 5回

JIS A 5005 コンクリート用砕石 及び砕砂 5 回

土木学会コンクリート標準示方書 5回

日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS 5) 5回

3. 試験の結果から, 試料の損失質量百 分率を算出する場合の例を参考表 1 に示す。

日本工業規格

(案)

JIS

骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法

A 1137^{-199X}

Method of test for clay lumps contained in aggregates

- 1. 適用範囲 この規格は、骨材中に含まれる 粘土塊量の試験方法について規定する。
- 2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8801 試験用ふるい

- 3. 試験用器具
- **3.1** はかり はかりは、試料全質量の0.1 %以上の精度をもつものとする。
- 3.2 ふるい ふるいは, 0.6mm, 1.2mm, 2.5mm, 及び5 mm (1) の試験用網ふるいとする。

注(!) これらのふるいは,それぞれJIS Z 8801に規定する試験用網ふるい600 μ m及び1.18mm,2.36mm,4.75mm である。

4. 試料

- 4.1 材料の採取 試験しようとするロットを 代表するように骨材を採取し、4.3 (試料の質量) に示す質量以上となるように四分法又は試料 分取器で分取する。その際、含まれている粘土塊 を砕かないように注意しなければならない。
- 4.2 試料の乾燥 分取した骨材を常温で徐々に乾燥して気乾状態とする。
- 4.3 試料の質量 細骨材は、試験用網ふるい

表1 試料の質量

粗骨材の最大寸法mm	試料の質量kg
10又は15	2
20又は25	6
30又は40	10
40を超える場合	20

1.2mm にとどまるもの、粗骨材は、試験用網ふるい 5 mmにとどまるものを試料とする。粗骨材の試料は1 kg以上とし、粗骨材の試料は最大寸法によって、それぞれ表1に示す量以上とする。

- **4.4 1回の試験の試料 4.3** (試料の質量) の試料を二分し、それぞれ1回の試験の試料とする。
- 5. 試験方法 試験方法は次による。
- a) 4.4 (1回の試験の試料)の試料を容器に入れ,100~110℃で定質量となるまで乾燥した後,質量(m_{D1})(²)を0.1%まで正確に量る。
 - 注(2)乾燥によって粘土塊が崩れて細粒 又は粉末となったものも含めて質 量を量る。
- b) 試料を容器の底に薄く広げて、これを覆うまで水を加える。
- c) 24時間吸水させた後余分な水を除き, 骨材粒を指で押しながら粘土塊を調べる(³)。指で押して細かく砕くことのできるものを粘土塊とする。
 - 注(3) 粗骨材中の粘土塊をつぶすには, 粗骨材の最大寸法に応じて,幾つ かの粒群にふるい分けると作業が やりやすい。
- d) すべての粘土塊をつぶしてから, 細骨材は試験用網ふるい0.6mm, 粗骨材は試験用網ふるい2.5mmの上で, 水洗いする。
- e) ふるいにとどまった粒を100~110 ℃で定質

量となるまで乾燥し、その質量 (m_{D2}) を0.1 %まで正確に量る。

6. 計算

6.1 粘土塊量 粘土塊量は,次の式によって 算出し, JIS Z 8401によって,小数点以下1けた に丸める。

$$C = \frac{m_{D1} - m_{D2}}{m_{D1}} \times 100$$

ここに、C:粘土塊量(%)

m_{D1}:試験前の試料の乾燥質量 (g)

m_{D2}:試験後の試料の乾燥質量 (g)

- 6.2 試験回数 試験は2回行い, その平均値 をとる。
- 7. 精度 平均値との差は, 0.2 %以下でなければならない。
- 8. 報告 報告は、次の事項のうち必要なものを記載する。
- a) 骨材の種類,大きさ,外観及び産地。ただし, 人工軽量骨材の場合は名称(4)。
- b)試験した年月日
- c) 粘土塊量(%)
- d)骨材の状態について試験に関係のある事項(5)。
 - 注(4)名称は、商品名でもよい。
 - (5) 例えば、細骨材中に粘土塊が散在 していても、必ずしも採取した試 料に含まれない場合がある。また、 粗骨材の表面に粘土分などが付着 している場合は、それが試験値に 影響する。このような状態を記載 する。

試験のみどころ・おさえどころ

界壁の遮音性能試験

片寄 昇*

本稿は、1984年6月号の本誌に掲載した内容を加筆修正したものである。

1. はじめに

集合住宅(マンション・アパートなど)の界壁 は建築基準法施行令(以下単に令という。)で定 める技術的基準に従って,遮音上有効な構造とし なければならない。

具体的には、令第22条の2において、遮音構造の基本的な構造が示され、さらに、一般通則的な構造については、昭和45年建設省告示(以下単に告示という。)第1827号で規定されている。これ以外のものは、昭和46年告示第108号別記第1「遮音性能試験方法」に規定された試験に合格し、建設大臣の指定を受けなければならないことになっている。

以下に告示に基づく界壁の遮音性能試験について、試験のみどころおさえどころを紹介する。

2. 技術的基準

界壁の遮音構造は令第22条の2に次のように規 定されている。

□ 長屋又は共同住宅の各戸の界壁(以下この条に □ おいて「界壁」という)は、遮音上有害な空隙の □ ない構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなけ □ ればならない。

2 界壁は、前項の規定によるほか、次の各号の」

1に定める構造としなければならない。

- 1 間柱及び胴縁その他の下地(以下この条に おいて「下地等」という)を有しない界壁に あっては、次のイ又は口のいづれかに該当す る構造とすること。
 - イ 鉄筋コンクリート造, 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが 10cm以上であること。
 - ロ コンクリートブロック造,無筋コンクリート造,れんが造又は石造で肉厚及び仕上げ材料の厚さの合計が10cm以上であること。」
- 2 下地等を有する界壁にあっては、下地等を 堅固な構造とし、かつ、下地等の両面を令第 108 条第 2 号イから二までの 1 に該当する仕 上げとした厚さが13cm以上の大壁造とするこ と。
- 3 建設大臣が下表の左欄に掲げる振動数の音 に対する透過損失がそれぞれ同表の右欄に掲 げる数値以上であると認めて指定すること。

振動数 (単位ヘルツ)	透過損失(単位デシベル)
125	25
500	40
2000	50

以上が技術基準である。

^{* (}財) 建材試験センター中央試験所

音響試験課専門職

3. 試験体

試験体としては、乾式工法や湿式工法による様々なものが考えられるが、試験体を製作するにあたっては下記に示す条件を満たさなければならない。

- 1)試験体の材料及び構成は実際に用いるものと同一のものでなければならない。
- 2)試験体の大きさは、一辺の長さが2.5m以上4m以下の矩形状のもので、面積は10~12m²とする。なお、厚さ及び断面構造は実際のものと同一とする。また試験体と試験体取付用開口部との隙間は、標準仕様に従って処理する。
- 3) 試験体の数量は3体とする(実際には試験体は1体とし、日を変えて3回測定する)。 また、湿式の界壁については製造後通風の 良い室内に概ね1ヶ月以上放置したものとする。

4. 透過損失の推定法

個別認定に際して壁体を設計する場合,遮音試験を実施する前に,音響透過損失値をある精度で 予測推定することが必要である。

例えば、コンクリート壁などの均質単板の場合 の音響透過損失の推定法は、質量則といわれる次 式で行われる、

TL₀=20 log₁₀ (f·M) -42.5 (dB) (垂直入射時)
TL=TL₀-10 log₁₀ (0.23TL₀) (dB) (拡散入射時)

ここに, f : 周波数 (Hz)

M: 面密度 (kg/m²)

この式を用いる場合には、次に示す点についての注意が必要である。それは、壁体にある周波数の音波が入射すると、その壁体が激しく屈曲振動を起こし、音響透過損失が低下する現象がある。これをコインシデンス効果といい、その現象が起こる最低の周波数を、その壁体のコインシデンス限界周波数 fcとよび、次式によって計算すること

ができる。

fc =
$$(C^2 / 2\pi h) \sqrt{12 \rho (1-\sigma^2) / E}$$

 $= C^2 / 2C_1 \cdot h$

ここに、C:空気中の音速 (m/s)

h:板の厚さ (m)

ρ:板の密度 (kg/m³)

σ:ポアソン比

E:板のヤング率 (N/m²)

C₁:板の材質中の縦波の伝搬速度 (m/s)

以上を考慮して、均質単板に関しては音響透過 損失の推定ができる。

なお、せっこうボード二重壁に関しても予測推 定の方法が資料(例えば、「建物の遮音設計資料」 (日本建築学会編))に述べられているので参考に するとよい。

5. 試験装置

5.1 概要

試験装置は、試験体取付用開口部をはさむ2つの残響室(音源用残響室,受音用残響室),音源装置,受音装置及び指示記録装置であり、その構成を図1に示す。

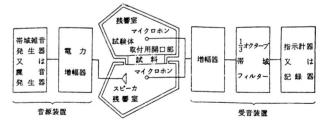


図1 試験装置の構成

5.2 残響室

残響室に要求される諸条件を次に示す。

- 1)音源用残響室及び受音用残響室の容積は、それぞれ100m³以上とする。
- 2)音源用残響室と受音用残響室は隣接して設け、 かつ、界壁に両室に貫通する試験体取付用開

- ●試験のみどころおさえどころ
 口部(当該開口部の面積は原則として10m²とし、かつ、一辺の長さは2.5m以上4m以下の矩形状のものに限る)を設ける。
- 3)音源用残響室及び受音用残響室は,前項2) に規定する試験体取付用開口部を除き,測定 上有害な伝搬音が防げる構造とする。
- 4) 残響室は、測定のための十分な拡散音場が得られる構造とする。

5. 3 音源装置

音源装置の構造は,次に示す項目に適合するものとする。

- 1)音源装置は、帯域雑音発生器又は震音発振器によりつくられた電気振動を電力増幅器及びスピーカーを介して音波とする構造とすること。
- 2) 帯域雑音発生器を用いるものにあっては、その 帯域雑音の振動数の範囲が測定振動数を中心振 動数とする1/3オクターブから1/1オクタ ーブまでの幅を有するものであること。
- 3) 震音発振器を用いるものにあっては、その振音の振動数の変動範囲が測定振動数を中心周波数として±10%(50Hzをこえるときは、50Hzとする。)の幅を有し、かつ、当該振動数の変動回数をおおむね、1秒につき、15を音源用残響室の残響時間(単位秒)で除した回数とすることができるものであること。
- 4)音源装置は、測定振動数帯域内において安定した出力及び良好な振動数特性を有すること。

5. 4 受音装置及び指示記録装置

受音装置及び指示記録装置は,下記に示す項目 に適合するものとする。

- 1)受音装置は、マイクロホン、増幅器及び1/3 オクターブバンドフィルターを有するろ波器 により構成することとし、指示記録装置は、 指示計器又は記録機器とすること。
- 2)マイクロホンは、JIS C 5502に規定する一種 に適合する無指向性のものとする。

- 3) 1 / 3 オクターブバンドフィルターは, JIS C 1513に規定するものを用いる。
- 4) 増幅器の入力及び出力のインピーダンスは、 使用するマイクロホン及びろ波器にそれぞれ 適合すること。
- 5)音源側又は受音側の音圧レベルを読み取るための指示計器は、JIS C 1502に規定する指示特性を有し、記録機器は、高速度レベル記録器で、かつ、毎秒100 dBまでの変化を処理できる特性を有すること。
- 6) 受音装置及び指示記録装置は、測定振動数帯 域及び測定音圧レベルの範囲で、総合的に十 分な安定性と直線性を有すること。

6. 測定方法

6.1 概要

測定は、試験体取付開口部に試験体を施工し、 測定周波数毎に、音源装置から音源用残響室内に 帯域雑音を発生させ、音源用残響室及び受音用残 響室のそれぞれの平均音圧レベル並びに受音用残 響室の吸音力を測定して、後に説明する計算式に より、音響透過損失値を求める。

なお、測定周波数は次の中心周波数 (1/3オクターブバンド) について行う。

100, 125, 160, 200, 250, 315, 400, 500, 630, 800, 1000, 1250, 1600, 2000, 2500, 3150, 4000, 5000Hz

6.2 平均音圧レベルの測定

平均音圧レベルの測定は、次のとおりとする。

- 1) 平均音圧レベル測定のためのマイクロホン位置は、音源用残響室と受音用残響室のそれぞれにおいて、ある条件(バラツキ、長時間変動の振れ幅)を満足した位置に5点選ぶ。
- 2)音圧レベルを読み取る場合には、それぞれの マイクロホン位置において、各周波数毎に音 源を入れたときと入れないときの指示値の差

が10dB以上あることをあらかじめ確認しておき,音源を入れた状態で指示計器の指針の振れを十分な時間観測し,振れ幅の中心値を1dB単位で読むものとする。

3) 平均音圧レベルは残響室ごとに、各測定周波 数において次の式によって算出する

$$\overline{L}$$
=10 log₁₀ $\frac{P_1^2 + P_2^2 \cdot \cdot \cdot \cdot + Pn^2}{nPo^2}$

ここに. L: 平均音圧レベル (dB)

 P_1 , P_2 … P_n :室内のn 個のマイクロホン位置におけるそれぞれの音圧の実効値で、音圧レベルの測定値が L_i dBのとき

$$Pi = Po 10^{\frac{Li}{20}}$$

ここに、Po: 基準音圧 (2×10-5 Pa)

なお,2個以上のマイクロホンを用いた場合には,それぞれの感度差の補正を行わなければならない。

6.3 受音用残響室の吸音力の測定

受音用残響室の吸音力は、測定された残響時間の平均値から次の式によって算出する。残響時間の測定は、原則としてJIS A 1409 (残響室法吸音率の測定方法) に規定する方法による。

$$A = \frac{55.3}{C} \cdot V \cdot \frac{1}{T}$$

ここに、A:受音用残響室吸音力 (m²)

T:受音用残響室残響時間(S)

V:受音用残響室容積 (m³)

C:空気中の音速 (m/S)

C = 331.5 + 0.61t

t:空気の温度 (°C)

6.4 音響透過損失の算出

試料の音響透過損失は、音源用残響室と受音用 残響室とのそれぞれの平均音圧レベル並びに受音 用残響室の吸音力を測定し、次の式によって算出 する。

なお音響透過損失の計算値は整数位まで求める。

$$TL = D + 10 \log \left(\frac{S}{A}\right)$$

 $D = L_1 - L_2$

ここに、TL:音響透過損失 (dB)

D:室間音圧レベル差 (dB)

S: 試料面積 (m²)

A: 受音用残響室吸音力 (m²)

L:音源用残響室平均音圧レベル (dB)

L: 受音用残響室平均音圧レベル (dB)

7. 判 定

判定は得られた測定結果に、前述の技術基準を 照合して行う。即ち、音響透過損失値が、125Hz で25dB、500Hz で40dB、2000Hz で50dBを上回っ ていること。また、これらの規定値をグラフ(横 軸に周波数、縦軸に音響透過損失値)上にプロッ トしてそれらを直線で結んだ線(ただし、2000Hz以 上4000Hzまでは50dB)を遮音基準曲線と呼び、 すべての測定周波数の音響透過損失値がこの線を 上回っていなければならない。

8. おわりに

以上,現在実施している建設大臣の指定を得るための界壁の遮音性能試験について述べた。なお,現在,遮音性能試験方法に関しても国際的に調和のとれた試験方法の検討が行われている。新しい試験方法が公表され次第本誌で説明したい。

また,当音響試験課では,界壁の遮音試験の他に,実験室における試験として各種建築材料,部材,設備などの遮音,吸音,床衝撃音試験などを,現場における試験として,建築物の遮音,床衝撃音,交通騒音などの測定を行っており,依頼者の方々の御利用をお待ちします。

●試験のみどころおさえどころ ———

_	- ド番号 6 1 0	うおさえどころ			
1. 試験の名称		界壁の遮音性能試験			
2. 試験の目的		建設大臣認定取得			
		(1) 種類:原則として、耐火、防火試験に合格した壁			
	3 1	(2)寸法:一辺の長さが2.5m以上4m以下の矩形状のもので、面積は10~12m²			
	3. 試 験 体	(3) 個数:1体(測定日を変えて3回測定を行う)			
		(4)前処理:湿式の界壁は、製造後通風の良い室内に概ね1ヶ月以上放置			
	概 要	実際の使用状態に合せて施工する。			
	Ma 10 10 16	(1) 建設省告示第108 号(長屋又は共同住宅の各戸の界壁の遮音構造の指定の方法)			
	準拠規格	別記第1進音性能試験方法			
	2 h 00 h 14+ 500	容積100m ³ 以上の音源用残響室と受音用残響室			
	試験装置	音源装置と受音装置			
4. 試験方法	試験体の取付け	室 容 積 各 128 m 閉口寸法 4000×3000 mm 音原側 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
5.	準拠規格	建築基準法施行令第22条の2第2項第3号の規定			
評価	判定基準	3 回の測定結果とも、音響透過損失値が125Hz で25dB、500Hz で40dB、2000Hzで50dBを上回っていれ			
方		ば適、それ以外は否と判定する。なおかつ、これらの規定値を結んだ線(2000Hz〜4000Hzは50dB)を			
法		すべての測定周波数の音響透過損失値が上回っていること			
		周波数を1/3オクターブが5mmになるようにX軸に、音響透過損失を10dBが20mmになるようにY			
	6. 結果の表示	軸にとる。また、125Hz で25dB、500Hz で40dB、2000Hz~4000Hzまで50dBの各点を結んだ線(遮音基			
		準曲線)を書き、このグラフに100~5000Hzの測定結果をプロットする			
	7. 特記事項	材料の名称、面密度等を明記する			
	8. 備 考	試験の実施に当って次の規格を参考にする			
		(1) IIS A 1416 (実験室における音響透過損失測定方法)			

平成10年度事業計画

財団法人 建材試験センター

平成10年3月25日に開催された当財団の理事会・評議員において平成10年度事業計画が採決された。その概要は以下のとおり。

計画の概要

わが国の試験機関を取り巻く環境は、国際的な 経済競争時代の到来と規格、基準及びそれらの適 合性評価において国際整合化の動きがより具体的 になってきたこと、環境保全、省資源、省エネ等 の課題が益々深刻化してきていること、取り分け 建設分野においては居住空間における安全性、健 康性、居住性等人体の基本的な要求性能を高める 動きが一層強まっていることなど、益々複雑多様 化してきており、当財団にとっては、どの課題に ついてもそれぞれ新たな対応が求められるところ である。

一方,建設産業界にあっては,長引く不況の上, 平成10年度は公共事業の7%削減の影響からなお 低迷状況が続くことが予想され,試験事業にとっては好材料は見あたらない。このような中にあって, ISO9000 シリーズに基く品質システム審査登録事業については,建設業を始め建材メーカー各社の品質システム構築の機運の高まりにより,審査件数が増加傾向にあり,また,ISO14001に基く環境マネジメントシステム審査登録事業についても漸く軌道に乗りつつある。

中央試験所の第一期整備計画である「事務管理・試験棟」が平成10年1月完成し、これにより、一般依頼の試験業務について、さらに積極的な事業の展開が期待されるところである。

平成9年度には,工業標準化法が改正され,新 たな公示検査制度,JIS表示認定制度,試験事業 者認定制度が実施されることになった。また、平成10年度には建築基準法が改正されることになり、性能規定化への対応が図られる。

当財団は、常に豊かさが実感できる生活空間の 創造のための、高機能、高性能化を目指した需要 者のニーズから、建造物の質的なレベルや居住性 の向上、耐震性の確保といった性能の要求に応え るとともに、品質保証の手法の定着により、さら なる需要を喚起するため、試験、審査、検査、調 査研究、技術指導、標準化等の事業において、建 築技術の向上や信頼性の確立など、これまでに培 った技術にさらに研鑚を加えるなど事業体制をよ り充実させるとともに、内外の情勢の変化に対し 機敏な対応を図りつつ、中期計画に沿って以下の 事業を実施するものとする。

1. 新規事業の展開

(1) 工業標準化法に基づく指定認定検査事業

1) 指定認定機関としての認定事業

工業標準化法が昨年改正され、JIS 指定商品について新たに表示の認定を申請する製造業者に対して、指定認定機関により、審査認定を行うことができる制度が設けられた。公示検査とともに建設材料等の製造業に対する品質管理の総合認定検査機関になるため、指定機関の指定を受け、認定事業を進めるものとする。

2) 指定検査機関としての公示検査事業

法改正により,公示検査の実施機関は,大臣の 指定を受け直すことになり,公示検査を受ける必 要がある工場は、指定検査機関を選択できる仕組みとなった。

3) 認定試験事業者としての事業

法改正により、新たに非指定品目のJIS 規格について、通商産業大臣の認定を受けた試験所において、該当する商品のメーカーからの申請に基づき試験を行い、当該規格に合格した商品に特別の標章を付すことができる制度が発足した。

認定対象分野として,建設分野は本制度の適用 が遅れているので,すでにスタートしている金属 材料分野について,試験事業者の認定を受け,新 たな事業を展開するものとする。

(2)建築基準法改正(予定)の方針に基づく指 定認定機関等の準備

1) 指定認定機関

この度の法改正の柱の一つに性能規定化が挙げられており、構造方法等が必要とされる性能を満たしているかについて、指定認定機関による適合認定制度が検討されており、指定認定機関となるための準備を進める。

2) 新試験方法

防火試験等について新たな試験方法(ISO 法) が検討されていることを考慮し、改正後はただち に、これらの試験方法に適応できるよう準備を開 始する。

3) 指定確認期間

建築確認・検査事務は、これまで地方公共団体の建築主事のみが行ってきたが、改正後は地方公共団体に加え、指定確認機関によっても行うことができるようになる。当センターも確認機関又は検査機関となることができるかどうか検討する。

2. 試験事業

(1) 依頼試験

試験事業者の認定を受けるべく, 試験の品質管

理体制の充実を図るほか、建築基準法改正による 性能規定化に関し、指定認定機関の指定を受ける ための準備や新たな試験方法移行に必要な設備等 設置について準備を進める。

また、耐震診断関係、省エネルギー関係、リサイクル関係など新たな試験需要の対応に取組むなど、事業の拡大を図るものとする。

(2) 工事材料試験

各試験所及び各試験室においては、コンクリート、鋼材、骨材等の試験につき利用者への期待に応え、迅速公正なる試験を実施し、受託量の拡大に努めるほか、アスファルト試験等の道路用材料試験、耐震診断用のコア試験についても需要者の要望に積極的に対応していくものとする。

建設現場においては、これまで進めてきたコンクリート打設と鉄筋圧接を対象とした現場品質管理試験について利用者の要望に対応し継続実施する。また、建設現場における鉄骨、鉄筋の継手部の非破壊検査についても、試行を含め実施する。

工事材料試験を行う事業所の一つである葛西試 験室は平成10年4月初め千葉県船橋市に移転し、 船橋試験室を開設することにより、千葉県内の工 事材料試験の需要に応えることとする。

(3) 工事材料試験検査

(4) 品質システムの構築

前年度に引き続いて、ISO ガイド25に従って品質システムを整備し、従前よりも増して信頼性の高いデータを迅速に提供するなど、利用者の一層の期待に応えるものとする。

3. 調査研究及び技術指導事業

(1)調査研究

- 1) 工業技術院から次の4テーマの調査研究委託 事業を受託する。
- ①「居住環境に関する床衝撃遮断性能の新衝撃源

の開発とその測定方法及び評価方法の検討」 平成10年度~12年度

- ②「建築材料の用途別性能の標準化に関する調査研究」平成10年度~12年度
- ③「建築廃材リサイクル建材並びにリサイクル資 材の開発及び評価方法に関する調査研究」 平成10年度~12年度
- ④「廃プラスチック建材の試験・評価方法に関す る調査研究」平成10年度~12年度
- 2)日本建材産業協会(通産省住宅産業窯業建材 課委託事業)から次の2テーマの委託試験を 継続事業として受託する。
- ①「室内環境汚染対策調査試験」 平成9年度~10年度
- ②「コンクリート構造物の電磁波探査」 平成7年度~12年度
- 3) その他からの委託事業として

住宅・都市整備公団から「屋根外断熱工法の断 熱特性に関する経年変化等実測調査|

石膏ボード工業会から「せっこうボード品質調 査研究会による調査研究|

を受託する。

(2) 技術指導相談事業

技術開発, 材料開発及び試験技術に係る指導, 試験技術者の研修, 講師派遣等依頼者の要請に応 じて技術指導相談事業を行うものとする。

4. 標準化事業等

JIS の見直しにより、改正が必要となる規格につき改正原案の作成に協力する。ISO/TAG8の国際会議に出席すると共に国内検討委員会を開催する。当財団の団体規格(JSTM)については、新しく「非耐力壁の面内せん断曲げによる動的変形

能試験方法」等2件について制定するほか,所要の見直しを行う。

5. 試験機検定事業等

コンクリート試験等に使用する圧縮試験機,塩 分測定器等の検定及び標準板の認定事業を進め る。また,試験機器,測定器具等の校正事業にも 取り組むものとする。

6. 品質システム審査登録事業

ISO9000 シリーズに基づく品質システム審査登録機関として、引き続き審査登録事業の拡大に努める。常に顧客から信頼される審査登録機関となることを目標に、審査員の専門知識の確保、審査レベルの統一等を図るべく徹底した教育訓練を充実させるものとする。

7. 環境マネジメントシステム審査登録事業

昨年度から開始した環境マネジメントシステム 審査登録事業に付き,財団法人日本適合性認定協 会の認定を受けて基盤を確立し,審査員の増強, 審査事務体制を整備して平成10年度以降本格的な 活動を実施する。

- 8. 海外建設資材品質審查証明事業
- 9. 試験設備の整備
- 10. その他
- (1) 講習会の開催
- (2) 職員の教育研修
- (3) 国際化対応
- (4) 広報
- (5)OA化対応

連載 研究所めぐり53



新日軽株式会社 研究開発部 試作・試験センター

富山県小矢部市浅地130 TEL 0766-61-8075

小島金作*

「環境という広大な空間創造に挑戦 |

1. はじめに

新日軽(株)は、アルミニウム産業界のパイオ ニアである日本軽金属(株)の総合建材会社とし て、昭和59年に設立されましたが、日本軽金属グ ループにおける住宅建材の販売会社としては、昭 和52年に設立されております。

当社は、現在では総合建材メーカーとして、超 高層ビルから住宅用・エクステリア用にわたるほ とんどの商品を開発・提供しており、今後も「住 む人、使う人の心を大切に | を基本理念に、市場 のニーズを先取りする形で商品開発を進めると同 時に、オフィス環境整備、住宅環境整備、更には、 街づくりへの参画を進めることにより新しい市場 の創造に挑戦しています。

2. 新日軽試験センターの概要

新日軽小矢部工場内の敷地に建屋を建設し、試 験設備の集結及び、新設して、平成8年7月に第 一期工事が完成総合的な機能を備えた試験センタ ーに向けて歩みだし、平成10年3月にも第二期工 事の一部 (環境・断熱試験装置) が完成し、今後 も拡充・強化を進めてまいります。

試験センターは、社長直轄部門の研究開発部に 所属し、試作・試験センターとして現在、富山県 小矢部市に所在します。

<現在の主な試験設備>

●動風圧試験装置 (3基) ●構造強度試験装置 (反力フレーム付) ●衝撃試験装置 ●開閉繰返し 試験装置 ●熱照射試験装置 ●物性試験装置 ●環 境·断熱試験装置(平成10年3月完成)

3. 新設試験設備「環境·断熱試験装置」

高断熱高気密による省エネ住宅はⅠ・Ⅱ地域だ けでなく. Ⅲ・Ⅳ地域においても新築住宅に占め る割合が急激に多くなってきており、今後も益々、 環境保全による国の融資制度の充実と、資源の有 効活用が図られて行く状況にあります。

当社においても、すでにこれらに対応した商品

*新日軽(株) 研究開発部 試作・試験センター長 を多数市場に出しておりますが、これからの市場 要望および、技術革新に対応すべく商品開発のため、基礎データの収集、性能確認試験、検証試験 そして研究の多様面にわたる試験が可能な設備を 求めて、この度「環境・断熱試験装置」を導入し ました。

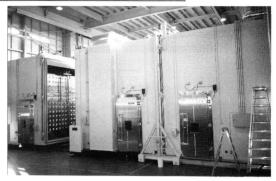
①主な仕様

試験装置は3室で構成(低温室・恒温恒湿室・特別環境室)されており、2室を連結して使用した場合、室内の大きさは最大、幅5m×高さ5m×長さ10mになり、実物大の環境試験も可能となります。また、断熱性試験においても、産業の国際化に伴い、ISO 国際規格との整合化を目的としたJIS 規格の見直しが進められております。当試験設備は、JIS 規格・BL認定基準試験は勿論のこと、本格的なISO 規格による断熱性試験も日本で初めて実施可能となっております。

サッシ,ドア,各種パネル等の断熱性試験は同時に2ヶ所で試験が可能であり,また,環境試験においては,CPUプログラムコントロールにより特定地域の気象条件を再現(温度・湿度・日射・雨・風)して,確認・検証試験も可能となっています。

②その他 附帯設備

- ●加熱箱: 3 体 (加熱装置・気流撹拌装置・輻射遮蔽板等付)
- ●ISO 冷風装置: 1体(遮蔽板付気流発生装置)
- ●降水装置: 0~5 ℓ/m² min
- ●日射装置:PID コントロール制 御 (0 ~ 1000kcal/m²h)
- ●風速装置: 2~20 m/S
- ●室内周壁面:反射防止対応装置付
- ●その他:サーモグラフィによる計測・確認お よびデータ処理
- ●各機器制御方法:CPU プログラムコントロー ル制御および単独制御



環境・断熱試験装置

CPU 自動計測

- ③断熱性試験 JIS 規格·BL認定基準断熱性試験, ISO 国際規格断熱性試験
- ④環境試験 設定環境下における各種確認試験 および、再現試験

4. 試作場・組立検査場

試験センター内に試作場・組立検査場を設置し、十数台の試作用機械・検査確認治工具を備え、商品化前の手作り、組立作動確認、試験用サンプル製作等を実施し、また、同一建屋内に各種試験設備があるため、大小の試験体に関係なく効率よく、即、試験装置に取付けできる体制を整えている。このため、サンプル製作から組立作動確認・性能確認終了まで短期間に実施でき、商品としての安全性・価値・確認を迅速かつ的確に行える特徴を持っています。

5. おわりに

建築物における省エネルギーは、近年、地球環境保全の見地からも重要な課題として位置づけられ、日本においても、より実効のある省エネ施策を展開する必要に迫られています。当社も、これらに対応すべく、研究・技術開発の蓄積によってアルミとの複合材、セラミックス、樹脂等の新素材を活用した商品の提供を今後も積極的に取り組み、環境という広大な空間創造に挑戦していくため、的確な性能確認試験によって「安全・安心さらに快適な環境」を追求してまいります。

試験設備紹介

JIS A 5758 (建築用シーリング材) 改正に伴う試験装置

1 はじめに

JIS の国際規格への整合化に伴い, 1997年度に 建築用シーリング材のJIS 規格がISO11600へ整合 化されました。当センターでは、新しいJISの試 験方法に対応した装置を導入致しましたので、こ こに紹介致します。

2 新JIS の改正内容

改正前JISとISO11600の対比点を表1に示しま す。新しいJIS には、耐久性の試験項目が増えて おり、新しく規定された項目の試験に用いる試験 体を図1に示します。新しいJIS の試験は、この 試験体を用い、主に表2に示す試験を行います。 この試験で用いる治具を写真1~4に示します。

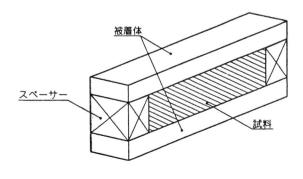


図1 試験体

表 1 改正前JISと対応国際規格の対比表					
	ЛS A 5758-1992	ISO 11600-1993			
規 定	建築用シーリング材	建築ーシーリング材			
適用範囲	・建築用シーリング材	- 種類及び要求事項 ・ 建築用シーリング材			
種 類	・主成分による区分	足米川 シ ラン内			
	・硬化機構による区分				
	・耐久性による区分				
	・施工時期による区分				
	・流動性による区分	 ・タイプ (用途による区分)			
		・クラス (ムーブメント			
		追従性による区分)			
		・サブクラス (モジュラス			
		による区分) ・弾性・塑性(弾性復元			
		性による区分)			
品質 (規定)	・押出し性	111-31-0 (2)//			
	・セルフレベリング				
	・初期耐水性				
	· 低温貯蔵安定性				
	・耐オゾン性				
	・スランプ	・スランプ			
	·耐久性	・定伸長下での接着性			
		・圧縮加熱			
		・引張冷却後の接着性 ・拡大・縮小繰返し後の			
		接着性(12.5P, 7.5)			
		・高温及び湿潤状態での			
		ガラス越しの人工光暴露			
		後の接着性(タイプG)			
		・水浸せき後の定伸長下 での接着性			
		・水浸せき後の接着性			
		(12.5P, 7.5)			
		・弾性復元性			
DEC (+-)	Luckt VIVE	・質量及び体積変化			
品質 (表示)	· 加熱減量 · 可使時間				
	・タックフリー				
	·比重				
	· 引張接着性	71754414			
品質 (区分) 品質 (記録)		・引張特性 - 圧線特性 (タイプC)			
品質 (記録) 表 示	<2成分形の例>	・圧縮特性(タイプG)			
~ //	a製品の名称及び種類	・ "呼び方" のみを表示			
	又は記号				
	b 基剤、硬化剤の別	х.			
	c 容量(ℓ)				
	d 製造業者名又はその名称 e 製造年月日				
	f有効期間				
	g 混合比 (質量比)				
	h 適用被着体、プライマー				
	の種類等				
	i 可使時間j タックフリー				
	j タックフリー k 比重				
	1 加熱減量				
	m引張接着性				
	n 取扱い上の注意事項				

表 2 主たる耐久性の試験概要

目地幅の条件
伸長率200 又は160 %:目地幅24.0又は19.2mm
拡大・縮小率±25.0~12.5% (せん断30%) :
拡大時の目地幅15.0~13.5mm (せん断30%)
縮小時の目地幅9.0~10.5mm(せん断3.6mm)
伸長率200 又は160 %:目地幅24.0又は19.2mm
伸長率200 又は160 %:目地幅24.0又は19.2mm
拡大·縮小率±12.5~7.5 %
拡大時の目地幅13.5~12.9mm
縮小時の目地幅10.5~11.1mm
伸長率200 又は160 %:目地幅24.0又は19.2mm

3 おわりに

建材試験センターでは、新JIS 対応の試験装置 である、キセノン光源耐候性試験装置も導入(本 誌平成10年3月号参照)しましたので、依頼者の 方々のご利用をお待ちしております。

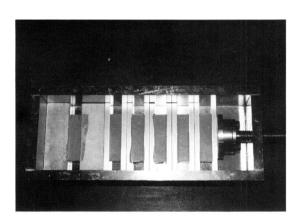


写真1 目地幅縮小時の圧縮治具

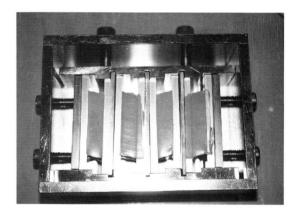


写真 2 目地幅せん断時の固定治具

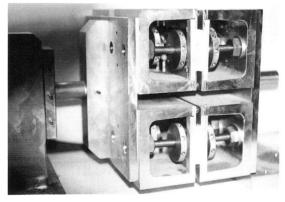


写真3 拡大・縮小繰り返し治具

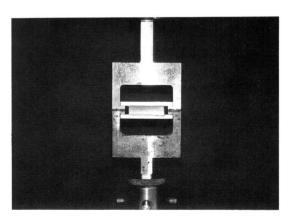


写真 4 接着性治具

ー JIS マーク表示認定工場 ー

平成10年度公示検査開始のお知らせ

認定検査課*

平成10年4月15日付官報通商産業省告示第213 号において平成10年度(第18回)の公示検査が公 示されました。これは昭和55年4月の工業標準化 法の改正に基づき導入された民間の検査機関によ る公示検査で、今回で18回目です。

当センターは、昭和57年に通商産業大臣から認 定検査機関として指定され、平成9年度までに、JIS 規格の A部門及び R部門(建築関係のみ)の担当 品目(平成9年度現在では約80品目)のJISマーク 表示認定工場32,000件の検査を実施致しました。

また平成9年3月26日交付の工業標準化法の一部 を改正する法律(平成9年度法律第6号・施行平 成9年9月26日) に基づいて、平成10年3月3日 付で新たに指定検査機関として指定されました。

この度の指定により、当センターは指定区分を JIS 規格の A 部門、G 部門 (建設材料に限る)、H 部門(建設材料等に限る), K 部門(建設材料に 限る), R 部門(建設材料に限る)及びS部門 (家具・室内装飾品に限る)に拡大し、検査を行 う区域も全国に拡大することに致しました。

平成10年度の公示検査は、レディーミクストコンクリートほか22品目及び2種目の検査 について指定検査機関として指定され、平成10年6月8日から平成11年2月28日までの間 に検査を実施いたします。

当センターで検査できる指定商品(品目)又は指定加工技術(種目)の名称及び該当日 本工業規格、そのほか当該検査を受けるに当たっての必要事項及び公示後の事務は、次の とおりです。なお、検査の実施日は所定の期間内に検査できるように、検討・調整の上、 検査実施通知により申請工場等に連絡致します。

[指定商品又は指定加工技術の名称及び検査区域] :表参照

[申請期間] : 平成10年4月27日~平成10年5月31日まで

[実施期間] : 平成10年6月8日~平成11年2月28日まで

[検査手数料] :検査1件につき、検査に要する人件費、事務費その他の経費の他

に旅費, 日当及び宿泊料を加算した額

[検査対象工場又は事業場] :①レディーミクストコンクリート

昭和49年3月31日以前に認定を受けている工場又 は事業場

②表のうちのレディーミクストコンクリート以外の品目 平成9年12月31日以前に認定を受けている工場又 は事業場

[申請書等の受付場所]:申請書の受付は、全て認定検査課※(本部)で行います。

表 指定商品又は指定加工技術の名称及び検査を行う区域

	指定商品又は指定加工技術の名称(該)	検査を行う区域	
1.	プラスチック製浄化槽構成部品	(A4101)	
2.	太陽熱利用温水器	(A4111)	
3.	コンクリート用スラグ骨材	(A5011-1 ~A5011-3)	
4.	レディーミクストコンクリート	(A5308)	
5.	コンクリート積みブロック	(A5323)	
6.	木毛セメント板	(A5404)	
7.	軽量気泡コンクリート製品	(A5416)	
8.	くぎ	(A5508)	
9.	硬質塩化ビニル波板	(A5702)	
10.	ビニル系床材	(A5705)	
11.	建築用ガスケット	(A5756)	全国
12.	建築用シーリング材	(A5758)	- H
13.	畳床	(A5901, A5914)	
14.	合成高分子ルーフィングシート	(A6008)	
15.	金属製サイディング	(A6711)	
16.	せっこうボード製品	(A6901)	
17.	せっこうプラスター	(A6904)	
18.	土台用防腐処理木材	(A9108)	
19.	陽極酸化皮膜	(H8601)	
20.	陽極酸化塗装複合皮膜	(H8602)	
21.	路面表示用塗料	(K5665)	
22.	ポリ塩化ビニル被覆金属板	(K6744)	
23.	強化ガラス (自動車用以外のものに限る)	(R3206)	
24.	アルミニウム合金製脚立及びはしご	(S1121)	

なお、工業標準化法の改正により受検対象となるJIS マーク表示認定工場は、公示検査の実施機関(指定検査機関)を選択し、申請することが可能となりました。

当センターは建材関連の公示検査では最大の実績を積んでおり、貴社製品の品質向上のお役に立てるものと思いますので、どうぞご利用下さるようお願い申し上げます。

申請及び検査についてのお問い合わせは、認定検査課までお寄せ下さい。

- ◎認定検査課(本部事務局) ☎03(3664)9214(直通)
- ◎認定検査課分室(中国試験所) ☎0836 (72) 1223

※平成10年4月1日付で本部事務局の公示検査課は認定検査課に、中国試験所の公示検査課は認定検査課分室に名称変更しました。

建材試験情報 5 '98

45

建材試験センターニュース

船橋試験室の開設披露を開催 80余名を招き祝賀パーティ

中央試験所



試験設備紹介のようす

建材試験センターでは、東京都、埼玉県及び神奈川県の建設業の工事材料試験の需要に応えるため、試験室を設置しているが、4月1日に新たに 千葉県船橋市に「船橋試験室」を開設した。

船橋試験室は、本誌4月号にお知らせしたとおり、千葉県内への事業展開を図るため設置され、主にコンクリートの圧縮強度試験並びに鉄筋コンクリート用棒鋼の引張及び曲げ試験を業務としている。

この船橋試験室の開設披露が、去る4月8日に 行われ、試験室及び旧葛西試験室から移設した試 験設備、さらに新設された1000kN圧縮試験機、 大型標準養生水槽などが披露された。

また,「船橋グランドホテル」に会場を移し, 開設披露祝賀パーティが佐々木宏・建設省住宅局 建築物防災対策室長,丸山清・通産省生活産業局 住宅産業窯業建材課長補佐,仲野昭義・千葉県土 木部技術管理指導室長,生嶋文昭・船橋市助役の



船橋試験室職員(中央が黒嶋室長)

他,近隣市町村関係者,大島久次・千葉工業大学 名誉教授,山谷一寿・北船橋工業会長など地元建 設業界関係等招待者75名の出席のもとに行われた。

祝賀式典は、對馬英輔中央試験所長の進行で、 大高英男理事長の挨拶が行われた後、佐々木宏・ 防災対策室長から「設計基準遵守の重要さ、仕様 書発注から性能発注化」について、丸山清・住宅 産業窯業建材課長補佐から「品質保証の重要さ」 について、建材試験センターへの期待を含めた祝 辞が述べられた。次いで、藤代孝七・船橋市長か らの祝電が披露された。

引き続き,黒嶋寛光船橋試験室長を始め,職員 8名の紹介が行われた後,大島久次・千葉工業大 学名誉教授の乾杯の音頭の後,和やかに懇談が行 われた。

- ◀組織変更のお知らせ▶

建材試験センターでは平成10年4月1日付けで 下記のとおり組織が変更となりました。

- △ 従来の本部公示検査課は**認定検査課**に名 称変更。
- △ 従来の中国試験所公示検査課は**認定検査 課分室**に名称変更。
- △ 船橋試験室の開設。

ISO 9000 (JIS Z 9900) シリーズ 登録企業のお知らせ

(財) 建材試験センターでは,下記企業(20件)の品質システムをISO9000(JIS Z 9900)シリーズに基づく審査の結果,適合と判断し,平成10年 3 月31日及び 4 月 1 日付で登録しました。

これで、当センターの累計登録件数は303件になりました。

平成10年3月31日及び4月1日付登録企業

登録番号	登録日	適用規格	登録企業·事業所名	住所	供給する製品サービスの範囲
284	1998/3/31	ISO 9001:1994	三井建設株式会社	東京都中央区日本橋本町1-9-4	建築物の設計及び施工
		JIS Z 9901-1994	東京建築支店及び建築本部	日本橋大和ビル	
			設計部門	東京建築支店:東京都中央区	
				日本橋本町1-9-4日本橋大和ビル	
				建築本部設計部:千葉県千葉市	
				美浜区中瀬1-9-1ロボットFAセンタービル	
285	1998/3/31	ISO 9001:1994	サンウエーブ工業株式会社	群馬県桐生市相生町5-180	キッチンユニット、サニタリーユニット、収納ユニット、
		JIS Z 9901-1994	桐生製作所及び本社		バスルームユニットとそれらの構成材・付属品の設計及び製造
286	1998/3/31	ISO 9001:1994	サンウエーブ工業株式会社	埼玉県深谷市幡羅町1-10	キッチンユニット、サニタリーユニット、収納ユニット
		JIS Z 9901-1994	深谷製作所(札幌工場を含む)及び本社		とそれらの構成材・付属品の設計及び製造
287	1998/3/31	ISO 9001:1994		兵庫県加東郡社町上三草1131-6	キッチンユニット、サニタリーユニット、収納ユニット、
20.	1770/3/31	JIS Z 9901-1994	社製作所(広川工場を含む)及び本社		バスルームユニットとそれらの構成材・付属品の設計及び製造
288	1998/3/31	ISO 9001:1994	株式会社大林組	北海道札幌市中央区北1条西3丁目	
200	1770/3/31	JIS Z 9901-1994	札幌支店 建築部門	10172101011 17221017	LA IN THE INC.
289	1998/3/31	ISO 9001:1994	株式会社大林組	宮城県仙台市青葉区上杉1-6-11	建築物の設計及び施工
209	1990/3/31	JIS Z 9901-1994	東北支店建築部門	日级水面目前有来区上初1-0-11	是来物》,成时及U加工
200	1998/3/31	ISO 9001:1994	株式会社大林組	香川県高松市中央町11-11	建築物の設計及び施工
290	1998/3/31			在川东向公川个大町11-11	建栄物の設計及の池上
291	1000 0 01	JIS Z 9901-1994	四国支店 建築部門 株式会社大林組	広島県広島市中区小町1-25	建築物の設計及び施工
291	1998/3/31	ISO 9001:1994		区局景区局市中区小町1-25	是架物の設計及U.加工
202	10000000	JIS Z 9901-1994	広島支店 建築部門	愛知県名古屋市中区栄1-7-33	74年からのシュース・ドナケー
292	1998/3/31	ISO 9001:1994	大日本土木株式会社	发知宗石百座印甲区本1-7-33	建築物の設計及び施工
		JIS Z 9901-1994	名古屋支店(建築)	# P H	1. 2 3 75 10 febr on 773 febr Little D. 1 1 1 2 3 77 4 10
293	1998/4/1	ISO 9001:1994	東陶機器株式会社	岐阜県土岐市下石町子四川304-701	タイル張り等の建築構成材・タイル及び
		JIS Z 9901-1994	タイル・建材事業部		それらの施工材料の設計及び製造
294	1998/3/31	ISO 9002:1994		大阪府豊中市新千里西町1-1-4	工業化住宅等の構成材の購買及び外注監理
		JIS Z 9902-1994	千里製造統括部	千里中央ツインビル	
295	1998/3/31	ISO 9002:1994	ナショナル住宅産業株式会社	静岡県小笠郡菊川町加茂1300-5	工業化住宅等の構成材の製造
		JIS Z 9902-1994	静岡製造部		
296	1998/3/31	ISO 9002:1994	ナショナル住宅産業株式会社	滋賀県愛知郡湖東町下岸本10番地	工業化住宅等の構成材の製造
		JIS Z 9902-1994	湖東製造統括部		
297	1998/3/31	ISO 9001:1994	大豊建設株式会社	大阪府大阪市北区曽根崎1-2-9	建築物、土木構造物の設計及び施工
		JIS Z 9901-1994	大阪支店及び本社関連部門	梅新ファーストビル	
298	1998/3/31	ISO 9001:1994	大豊建設株式会社	新潟県新潟市関屋昭和町1-62	土木構造物の設計及び施工
		JIS Z 9901-1994	北陸支店及び本社関連部門		
299	1998/3/31	ISO 9002:1994	不二サッシ株式会社	大阪府高槻市下田部町2-55-1	開口部構成材, それらの構成材及び施工
		JIS Z 9902-1994	大阪工場		材料の製造
300	1998/3/31	ISO 9001:1994	株式会社竹中土木	愛知県名古屋市中区錦1-18-22	土木構造物の設計及び施工、建築物の施工
		JIS Z 9901-1994	名古屋支店	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
301	1998/3/31		株式会社松村組	東京都千代田区内幸町壱丁目壱番地弐号	十木構造物の設計及び施工
(C) (C)		JIS Z 9901-1994	東京本店土木部門及び本社土木設計技術部		
302	1998/3/31		株式会社松村組	大阪府大阪市北区東天満1-10-20	十木構造物の設計及び施工
	.,,0,0,0	JIS Z 9901-1994	大阪本店土木部門及び本社土木設計技術部	7 10 20 10 10 20 10 10 20	THE WASHINGTON
303	1998/3/31	ISO 9002:1994	扶桑住宅工業株式会社	鳥取県東伯郡大栄町東園185-3	工業化住宅用構成材、収納ユニット、キッ
203	. , , 0 5 5	JIS Z 9902-1994	ミサワホーム鳥取工場	ミサワホーム株式会社	工業に住宅用構成材, 収納ユーット, ギッ チンユニット, 開口部構成材及びそれらの
		313 L 3302-1994	1 / / 4 一 一 一 一 一 小 八 八 一 勿	東京都新宿区西新宿2-4-1	構成材、付属品の製造
			1	小小田P和田巴口和田2-4-1	1時以刊, 17 萬田ツ表垣



確かな品質性能評価で豊かな明日を支える

財団法人建

JAPAN TESTING CENTER FOR CONSTRUCTION MATERIALS

依 頼 験 🖒 試

- ○JIS、団体規格等に基づく試験
- ○仕様書基準に基づく試験 ○外国・国際規格に基づく試験
- ○当財団の独自の試験法に基づく試験 ○建物診断

工事用材料試験 ⇨

○コンクリート. 鉄筋の強度試験

- ○骨材・路盤材・アスファルト等の試験 ○コンクリートコア試験
- ○現場生コンクリートの受入検査

審查登録業務 ⇨

- ○ISO9000シリーズ品質システム審査登録
- ○ISO14000シリーズ環境マネジメントシステム審査登録

究□◇ 調 杳 研

- ○試験・評価法の開発研究 ○劣化・クレーム調査 ○共同研究等
- ○標準化のための調査研究 ○熱伝導率の標準板頒布
- ○建材・工法等の技術開発・改良研究

指導 相

談 □ ○一般技術相談 ○材料,部材開発 ○試験方法 ○性能評価等

標 準 化 業 務 ⇨ 「○JIS原案, JIS以外の公的規格, 当財団独自の団体規格 (JSTM)

公 示 検 査 業 務 ⇨ ○工業標準化法に基づく公示による表示認定工場の検査

審査・証明業務 □ ○海外建設資材品質審査・証明

国際規格関連業務 ⇨

○ISO/TAG8(建築関係のアドバイザリーグループ) 国内検討委員会

試験機検定業務 □> □□コンクリート製品等の試験のための試験機性能検査 □塩分測定器の検査

---- 業務については、いつでもお気軽にご相談下さい ----

本

部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目9番8号 友泉茅場町ビル

2 03 (3664) 9211代 FAX 03 (3664) 9215

品質システム審査室 ☎ 03(3249)3151

環境マネジメントシステム審査室 ☎ 03(3664)9238

■中央試験所

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷町5丁目21番20号

含 0489 (35) 1991代 FAX 0489 (31) 8323

工事用材料試験室 工事材料課 ☎ 03(3634)9129 草加試験室 ☎ 0489(31)7419

三鷹試験室 🕿 0422(46)7524

船橋試験室 ☎ 0474(39)6236

浦和試験室 ☎ 048(858)2790

横浜試験室 ☎ 045(547)2516

両国試験室 ☎ 03 (3634) 8990

■中国試験所

〒757-0004 山口県厚狭郡山陽町大字山川

2 0836 (72) 1223(代) FAX 0836 (72) 1960

福岡試験室 ☎ 092(622)6365 周南試験室 ☎ 0834(32)2431

八代支所 ☎ 0965(37)1580

四国サービスセンター 20878(51)1413

「建築鉄骨技術者制度」の発足について

(社) 日本鋼構造協会

建築物の安全と品質の確保については、兵庫県南部地震の経験に徴しても国民の生命・財産を保護する上から一層その必要性が高まっています。

建設省に設けられた建築技術審査委員会の鉄骨造建築物品質適正化問題専門委員会においては、これらの対策について既に平成4年3月に答申(鉄骨造建築物品質適正化問題専門委員会報告書)がなされました。

社団法人日本鋼構造協会ではこの答申をふまえて予てより建築関係団体、学識経験者、行政の参加のもとに建築鉄骨品質管理機構を設置し、建築鉄骨の品質の確保と向上を図るため、建築鉄骨技術者制度の実施について準備を進めてまいりましたが、平成10年度より「建築高力ボルト接合管理技術者」、「建築鉄骨超音波検査技術者」及び「建築鉄骨製品検査技術者」の3資格を発足させることとなりました。

本制度により認定登録された技術者は、建築鉄骨の施工時において建築主をはじめ工事監理者、工事施工者、行政担当者等により、鉄骨建築の検査専門技術者として活用されます。本技術者として認定登録を希望される方は是非この機会に受験をお薦め致します。

建築高力ボルト	建築鉄骨の高力ボルト接合が完全に実施されるよう、作業者を指導しその工事管理・	
接合管理技術者	検査する技術者	
建築鉄骨超音波	建築鉄骨の溶接部の施工の良否を判定する、超音波深傷検査(UT)の技術者	
検査技術者	定来が自の付扱的の加工の及口と刊定する、超自仮体制快重(01)の技術有	
建築鉄骨製品	建築鉄骨の製作渦程において、製品の良否を判定する検査技術者	
検査技術者	建来が自い水下型性に切いて、水皿の以口を刊たりの採出状間有	

「建築高力ボルト接合管理技術者」(新規受験・経過措置)受験案内

	新規認定登録対象者		経過措置対象者	
受験資格	申請時、鉄骨、橋梁等の設計、製作、施工、監理、 管理に関する実務経験を、1年以上有する者		①「鉄骨製作管理技術者」(鉄路②「建築鉄骨施工管理技術者」(建協、全構連認定) 又は 建築業協会が実施の講習終了者)
試験内容	①講習:120分 ②試験:40分 ③講評:20分		①講習:70分 ②演習:30分 *筆記試験免除	
試験日時	平成10年6月20日(土)	平成10年6月27日(土)	平成10年7月11日 (土)	平成10年7月25日 (土)
BANGK II MI	13:30~17:00	13:30~17:00	13:30~15:30	13:30~15:30
	東京ファッションタウン	チサンホテル新大阪	東京ファッションタウン	アングルビル
会 場	135-8071 東京都	532-0011 大阪市	135-8071 東京都	541-0054 大阪市
	江東区有明3-1	淀川区西中島 6 - 2-19	江東区有明3-1	中央区南本町 2 - 3 - 12
受験料	8,000 円(テキスト代、消費税込)		6,000円(テキスト代、消費税込)
申請期限	平成10年 5 月23日		平成10年 6 月13日	
rh	社団法人日本鋼構造協会 建築高力ボルト接合管理技術者実行委員会			
申請先	100-0005 東京都千代田区丸の内 3 — 3 — 1 新東京ビル848 号			
問合せ先	TEL 03-3212-1355 FAX 03-3212-1356			

*受験申請書類は、120円切手を同封し・郵便番号・住所・氏名を明記の上、上記申請先に請求して下さい。 なお、「建築鉄骨超音波検査技術者」と「建築鉄骨製品検査技術者」の受験案内については近く公表されま すので、(社)全国鉄構工業連合会(TEL03-3667-6501)又は(社)鉄骨建設業協会(TEL03-3535-5078) にお問合せ下さい。

情報ファイル

ISO 環境ラベル II が年内にも正式発効

環境管理委

企業などの事業者が、自己責任において製品、サービスに関する環境主張を行う「環境ラベルⅡタイプ」が、国際環境管理・監査規格「ISO14021」として年内にも正式発効する。

これは国際標準化機構(ISO)の環境管理専門委員会(TC207)が、このほど委員会原案を作成したもの。この中で「環境に優しい」、「地球に優しい」などのあいまいな表現の使用を禁じ、古紙などを使用した場合は、「古紙使用」などの表現も規格外とされ、「何%含有」とその含有量を明記しなければならないとされている。

H10.3.2 日本工業新聞

空き瓶から軽量土木資材を製造

岸本国際技研

岸本国際技術研究所,神奈川県藤沢市は,神奈 川県産業技術総合研究所と共同で,空き瓶から軽 量土木資材を低コストで製造できる技術を確立 し,共同で特許を出願した。

岸本技研は1996年に、クリーンジャパンセンターが新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) から受託した「ガラス瓶のカレット利用拡大の実証試験研究」に関して研究開発協力の契約を結び開発に着手、1997年6月に廃ガラス瓶から製造した軽量土木資材「スーパーソル」の製造に成功して実用化のめどを得た。今後、ガラスリサイクルセンターを設置し、リサイクル事業に乗り出す計画である。

H10.3.3 日本工業新聞

CO。削減に向けて新技術を検討

工業技術院

通産省・工業技術院は、二酸化炭素 (CO₂)の 排出削減を図るため、今後、必要となる新技術の 検討に乗り出した。昨年12月の地球温暖化防止京 都会議 (COP3)で決まったCO₂など温室効果ガ ス削減の目標達成年である2008~2012年を視野に 入れた技術開発と2010年以降に実用化をめざした 技術について検討し、6月上旬に最終報告をまと め、政府の地球温暖化対策推進本部に提出する。

H10.3.3 日本工業新聞

リサイクル建材評価法を標準化

工業技術院

通産省・工業技術院は1998年度,環境・リサイクル分野の標準化として建設用リサイクル資材の試験・評価法の規格化に乗り出す。

産業界では廃棄物を原料にしたリサイクル建材の研究が活発化し一部で商品化も進んでいるが、市場の普及については性能や品質が不明確だとして進んでいない。このため、工技院では3年間をかけて試験・評価法を確立、循環型軽在社会の構築に必要なリサイクル資材の普及・拡大を支援する。実務は、建材試験センターに委託する予定である。約8000種類あるJISのうち、再生分野の製品規格として設定されているのは道路用鉄鋼スラグなど一部にすぎないとしている。

H10.3.7 日刊工業新聞

家電4製品にリサイクル義務

通産省・厚生省

通産・厚生両省が今通常国会に提出する「特定 家庭用機器再商品化法案」(通称・家電リサイク ル法)の全文が明らかになった。

法案は全62条からなり、家電メーカーに対してテレビ、冷蔵庫など家電4製品のリサイクル率を定め、毎年、実施状況の公表を義務付けた。リサイクルを推進しないメーカーに対しては改善勧告を行い、改善されない場合には50万円以下の罰金を課す。販売店は回収費用を公表し、不適切と判断された場合、同様の措置と罰金を課せられる。

同法案は,2001年4月からの施行をめざしている。

H10.3.11 日本工業新聞

建材産業の標準化指針「中期計画」策定へ

日本建材産業協会

日本建材産業協会は、「建材産業の標準化中期 計画」を来年度にも策定する。

計画の目的は、①社会・経済システムへの対応 ②性能規定化への対応③国際標準化への対応④工 業標準化法改正への対応⑤その他の社会ニーズへ の対応一の5点である。このほどまとまった基本 方針に基づき、4月から準備に着手し1年間かけ て作業を進める。詳細は今後つめるが、計画期間 を98年度以降のおおむね3~5年をスパンとし、 情報化を柱に建材産業の標準化のあり方について 指針を示す。核となる組織として、標準化委員会 「情報部会」の新設も決めた。

H10.3.18 住宅産業新聞

収入減少でローン肩代わり保険付き住宅

ミサワホーム

ミサワホームは病気やけがなどによって収入が 減少した場合に、住宅ローンを返済する収入保証 保険付きの住宅を販売する。

保険金の支払い要件にこのところの経済情勢を踏まえ、リストラやボーナスカットも加える予定で、現在、米国損害保険会社の日本法人と交渉を進めており、早ければ4月に販売する。この種の保険は米国で先行しているものの日本では初めてである。導入を検討しているのは「長期障害特約付帯所得補償保険」と呼ばれるタイプの保険である。

H10.3.12 日本工業新聞

建築基準法改正案決まる

建設省

建設省は建築基準法改正の内容を明らかにし、3月17日に政府提出法案として閣議決定した。

今まで建築行政の根幹をなしていた確認・検査 に係る行政事務も民間も行えるように開放するこ とや建築基準そのものを性能規定主体の体系とす ることが大きな柱となる。

改正法の施行は、改正項目によって期日を違える見込みだが、最大で公布から2年後までには全体を施行する方針である。

H10.3.18 住宅産業新聞

(文責:企画課 関根茂夫)

編集後記

爽やかな5月を迎えました。事務所の近くの街路樹は一斉に 若葉に包まれ、生命の息吹を伝えております。

自然は確実に季節をとらえ人を和ませてくれるたくさんの緑を提供してくれます。今,世界中で地球環境保護の問題が大きく取り上げられておりますが,新緑を見ていると,この自然の恵みが人間にとって欠くことのできないものであって,地球環境の原点にあることを思わされます。

現在,地球環境を保護するためにあらゆるところで検討がなされているところですが,建設分野においても「環境負荷」を少なくするため、省資源・省エネルギー,廃棄物の削減,リサイクル製品の開発,温室効果ガスの削減等々多くの方策が検討されています。これらは子孫のためにも,ここで我々が頑張っておかねばならない事柄であり、少し大げさにはなりますが人類の生存に関わる重要なことでありましょう。

今月号には「エコ・マテリアル」について、大成建設の川崎 氏から寄稿いただきました。建材についても「環境負荷」の少 ないものが今や求められ、この問題をクリアーしなければ社会 的な認知を得られなくなるところまで来ていると言えるのでは ないでしょうか。また、建築関係において最大の関心事である 建築基準法の改正について、当事者である建設省の石川建築指 導課長からそのポイントについて寄稿いただきました。建築に 携わる関係者はこぞってこれらへの対応を急がねばならないで しょう。

我がセンターも試験機関として、これからの事業の進め方に おいても従来どおりでは社会の要請に応えられず、使命を果た すよう脱皮することが求められており、より一層の努力が必要 です。

(勝野)

~~ 訂正とお詫び

本誌4月号に次の訂正がありました。

規格基準紹介欄 12 頁左上部の原国際規格との相違す る部分の下線は次の 3 箇所です。

- ・12頁 右8行目 ほぼ等しい量
- ・13 頁 左 2 行目 中央部
- ・13 頁 左9行目 <u>2~3秒</u>以上、上記箇所の下線を追加致します。

建材試験情報

5 1998 VOL.34

建材試験情報 5月号

平成10年5月1日発行

発行人 水谷久夫

発行所 財団法人建材試験センター

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-9-8

友泉茅場町ビル

電話(03)3664-9211代) FAX(03)3664-9215 http://tokyoweb.or.jp/JTCCM/

編集 建材試験情報編集委員会 委員長 小西敏正

制作協力発売元

制作協力 株式会社工文社

東京都千代田区神田佐久間河岸71-3 柴田ビル5 F 〒101-0026

電話(03)3866-3504代) FAX.(03)3866-3858

定価 450円(送料共·消費税別) 年間購読料 5,400円(送料共·消費税別)

建材試験情報編集委員会

委員長

小西敏正(宇都宮大学教授)

委 舅

水谷久夫(建材試験センター・常務理事)

飯野雅章(同·理事)

勝野奉幸(同・技術参与)

飛坂基夫(同·中央試験所上級專門職)

佐藤哲夫(同·試験業務課長)

榎本幸三(同·総務課長)

森 幹芳(同・品質システム審査室長)

内田晴久(同・環境マネジメントシステム審査室長)

橋本敏男(同・構造試験課長代理)

関根茂夫(同・企画課専門職)

事務局

高野美智子 (同·企画課)



マイクロコンピュータと科学機器の総合メーカー

製造元



***ナガノ科学機械製作所

本 社 · 工 場 〒569-1106 大阪府高槻市安満新町1番10号 ☎0726(81)8800(代表) FAX0726(83)1100 東 京 営 業 所 〒146-0083 東京都大田区千鳥3丁目15番21号 ☎03(3757)1100(代表) FAX03(3757)0100 技術サービスセンター

熱伝導率測定装置

HC-074

測定効率を大幅にアップ!

作業時間の短縮、 パーソナルエラーの解消など、 測定作業の省力化を 強力に支援します。

測定方式: 熱流計法

JIS-A1412





特長

1.高性能

高感度熱流センサーと特殊2段階PID制御により 非常に早い応答と、0.01℃の温度制御精度を達成。 その結果、繰り返し精度0.2%、再現性0.5%、総合 精度で1.0%を実現。(ポリスチレンフォームの場合)

2. Windows対応のオペレーションシステム 測定温度は最高9点まで同時に設定でき、平衡条 件を達成次第、自動的にデータが保存され、順次 温度を変更しながら計測していきます。

3.2モード対応のキャリブレーション キャリブレーションはNISTの標準版による校正値 と、ユーザーが希望する標準版に合わせた校正値を 登録できます。

4.10機種を用意

試料サイズ、200、300、610、760 に対応でき、測 定サンプル・測定目的に応じて、10機種を用意しま した。

測定対象

- ■ウレタンフォーム、スチレンフォーム
- ■ロックウール、ケイ酸カルシウム
- ■プラスチック、ゴム
- ■シリカ、etc

仕様(HC-074-200)

- ■測定方式:熱流計法
 - (JIS-A1412, ASTM-C518, ISO-8301準拠)
 - 測定範囲:熱伝導率0.005~0.8W/mk
 - (ただし、熱コンダクタンス12W/mgk以下のこと) 温度-20~+95℃
 - (プレート温度、循環水の温度に依存)
 - 度:1.0%
 - 温度制御:PID制御 精度0.01℃
- 試料寸法:200×200×10~50tmm
- 厚さ測 定:位置センサーによる 分解能0.025mm
- 源:100Vまたは200V、50/60Hz
- ■標準試料:発泡ポリスチレンフォーム

■ホームページを開設しました。http://www.eko.co.jp

社/〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-1-6(笹塚センタービル) TEL.03-5352-2911 FAX.03-5352-2917 /〒540-0038 大阪市中央区内淡路町3-1-14(メディカルビル) TEL.06-943-7588 FAX.06-943-7286